

令和2年第4回本巢市議会定例会議事日程（第2号）

令和2年11月26日（木曜日）午前9時 開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（16名）

1番	高橋勇樹	2番	今枝和子
3番	高田浩視	4番	寺町茂
5番	河村志信	6番	澤村均
7番	堀部好秀	8番	鏝本規之
9番	黒田芳弘	10番	臼井悦子
11番	道下和茂	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	大野一彦
教育長	川治秀輝	総務部長	畑中和徳
企画部長	洞口博行	市民環境部長	久富和浩
健康福祉部長	高橋誠	産業建設部長	原誠
林政部長	饗場昌彦	上下水道部長	翠直樹
教育委員会 事務局長	青山英治	会計管理者	谷口博文

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	成瀬敏和	議会書記	大久保守康
議会書記	松井俊英		

開議の宣告

○議長（黒田芳弘君）

皆さんにお願いをいたします。

昨日も県内において30人の感染者を示すよう、県内においても新型コロナウイルスの感染拡大が顕著でございます。議場においてもできる限りの対策を講じてまいりたいと思います。市民の皆様方におかれましては、傍聴につきましては入場自粛をお願いしたいと思います。

なお、1階のロビーにおいてモニターを用意しておりますので、そちらのほうで傍聴していただきますことをお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

なお、今定例会における市長の発言においては、体調を鑑み登壇を控え自席での発言を議長として許可をいたします。

日程第1 一般質問

○議長（黒田芳弘君）

日程第1、一般質問を行います。

13番 若原敏郎君の発言を許します。

○13番（若原敏郎君）

皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、9月の定例議会代表質問に続き、今議会は順番にも恵まれ、またトップバッターで一般質問をさせていただきます。

例年ですと秋の紅葉が終わり、この時期から忘年会が始まり、土曜、日曜日などは大変楽しみがあるところでありました。そんな時期であります。今年は、春先から新型コロナウイルス感染症が蔓延し、全国に緊急事態宣言が発令されるなど、小・中学校では5月下旬まで休校、夏休みは短縮になるなど、過去にない事例が出ております。また、感染症拡大防止のため、各事業所において、業種によっては営業を自粛したり、観光業、飲食店などはお客の自粛により大打撃を受けているところでありました。国は、事業者に対して持続化給付金や全ての人に給付された特別定額給付金など、新型コロナウイルス感染症を終息させて、当初のもくろみはV字回復をさせるという政府の考えでありましたが、ここに来て国民の期待を裏切り、惜しくも外れてしまいました。今朝の新聞では、岐阜県内は昨日30人の感染者を確認されています。第3波では、感染経路が家庭内や職場、飲食店などと多岐にわたると言われ、以前と変わってきているなあと、こんなことを思っております。一刻も早く終息させるためには、全国民が我慢のときを過ごさねばならないと思っております。と同時に、これからはウイズコロナの考えに転換しなければならないとも思っております。本巣市に

においても、生活に行き詰まる前に事前に相談を受け、およそ3万3,800人余りの市民から新型コロナウイルスによる犠牲者を出さないよう、情報収集と万全の準備をお願いしたいと思います。

それでは、通告に従い大きい3点について質問をさせていただきます。

大きい1点目の令和3年度予算編成の方針についての質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に、我が国も甚大な影響を受けています。最近になり、再度都会を中心に全国規模で感染者が広がり、第3波の到来と先の見えない予測不能の事態となっています。国においては、新型コロナウイルス感染症対策の様々な支援事業を行ってきました。私たちが心配することではないかもしれませんが、その財源はどこから来るのか不思議に思います。事業者、国民は支援のおかげで事業継続、生活の資金、また教育の資金の支払いができて大変助かりました。しかし、この反動が国の資金不足になり、税や自己負担、また各料金が値上がりとなり跳ね返ってくるのかが心配であります。

市の財源で、地方交付税は国の法人税、所得税などが財源となっていて、新型コロナで国の税収が極端に減れば、市の歳入に影響が出てくると懸念を抱いております。市の推進する事業が、この影響で国からの許可が先送りになり、減額されていることはありませんか。今年度の過去にない異常事態を踏まえ、令和3年度の予算編成の方針について伺います。

取りあえず、市税について市が把握できる範囲のところで、自主財源の根幹である市税はどう見込まれるのか、大幅減収はないのかについてを市長に伺います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、お答え申し上げたいと思います。

令和3年度予算編成の方針ということで、減収はないかということでお尋ねでございます。

早速、ちょっと回答を申し上げますと、本市の財政状況でございますけれども、行財政改革大綱に基づく行財政改革実施計画の着実な推進、また歳出削減の取組や地方債発行の抑制、また安定した市税収入の確保などによりまして、財政の健全化判断比率におきましては、現在、国が示す基準以下となっております。健全性が保たれているという、現段階ではそういう状況でございます。

しかしながら、先ほど若原先生のほうからお話ございましたように、令和3年度の予算編成、大変厳しいと思っております。特に新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、国内総生産の年間換算率におきまして百年に一度の危機と言われたリーマンショックをはるかに超える減少率となるなど、経済活動の衰退により国税が大幅に減少し、これによって、既に地方交付税の自治体への配分額も配分額ベースでもう2.4%減額ということが言われております。また、国等からの各交付金等の減額ということも見込まれております。加えて、人口減少、また感染症の影響に伴う市税の大幅な減収ということが本巢市では見込まれておりまして、令和3年度は財源の確保というのが厳しい状況になる見込みでございます。

御質問の市税の減収見込みにつきましては、現段階ではございますけれども、特に個人市民税及び法人市民税の減収が見込まれておりまして、また固定資産税におきましても、3年に1度の評価替えの年でありまして、来年もそういったことで軽減措置が講じられるという予定になっておりまして、市税の収入全体におきまして令和2年度当初予算と比較いたしますと、現時点におきましては、いわゆるコロナ関連で約1億5,000万の減収、また固定資産税の評価替えによります減収で約1億1,000万の合計2億6,000万円程度、市税全体にしますと減収は約5%減収を見込んでおります。

そのため、令和3年度の予算編成では、既にお話のように、交付税、また国からの交付金の減少、また市税の減少等によります収入不足ということは想定されておりますので、財政調整基金を例年以上に取り崩して対応していかなければならないというふうに考えております。以上です。

[13番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

今、回答をお聞きしました。

今回の新型コロナウイルスの関係で、次年度は予算規模の縮小があるかもしれないということでございます。減収する中でのこれからの事業は、やはりどうしても優先されなければならない事業を見極めて、必要なものを進めていただきたいと思います。これは必要でないという低い段階のものはやむを得ないかなあとと思いますが、優先される事業は、今年しかできないとか、今しかできないという事業があると思いますので、それを優先でお願いしたいと思います。

続いて、2番目の質問に行きます。

今年度は市の事業はことごとく中止となりました。特に、根尾川花火大会などは夏休みの家族で楽しめる行事の一つでもあり、中止になったことは残念でした。ここに来て第3波の到来で、これからはウイズコロナと言われる中、当初予算に上らなければ次年度も中止ということになってしまいます。最初から見直したほうがよい事業は見直し、継続したほうがよい事業は新型コロナウイルス感染症対策費を含めた予算計上をしていただき、事業を遂行すべきだと思いますが、今年度中止した事業（イベント）などはどこまで再開できるのかを市長に伺いたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、お答え申し上げたいと思います。

新型コロナウイルス感染症拡大によります影響で、本年度は本巣市でも市が実施いたします事業、イベント、また実行委員会によりますイベント等といった様々な事業において中止や縮小による対応で感染症の拡大防止に努めてまいったところでございます。

具体的には、敬老祝賀会、また早春淡墨桜ロマンウォーク等の市の主催事業、また花とほたる祭

りや根尾川花火大会といった実行委員会による事業も中止いたしまして、感染症の拡大を防止してきたことも一因となりまして、市内におきましてはクラスター等の発生がなかったのではないというふうに考えております。

国のこうしたイベントを含めた催物の開催制限につきましては、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室の11月12日付の事務連絡にて、2月末までのイベントにおける開催制限の取扱いが示されておりまして、全国的にこの取扱いによりまして催物の開催などについて検討されているところでございますが、今後の感染状況、また新たな知見が得られるなどの状況に応じ、取扱いについては今後変更があり得るということを言いながらも、この基準に基づいてやっていただきたいと、また3月以降の取扱いについては、今後検討するという事となっております。

また、岐阜県におきましても、こうした国が示しております催物の開催制限の基準を適用したコロナ社会を生き抜く行動指針により催物における入場者等の制限が設けられておりまして、必要な感染防止対策が担保される場合には制限の緩和はあるもの、いわゆる大声で叫んだりどうのこうのとか、それからしっかりとやはりそういうことも規制して、本当に感染防止対策がしっかりできているものについては、ちょっと若干の緩和をしている、するということはありますけれども、原則として屋内におきます催物につきましては収容率50%以内、人数の上限は5,000人、それから屋外におきます催物につきましては収容率につきましては十分な間隔、できれば人と人の間を2メートル空けてやってほしいと、また人数制限につきましては5,000人といった制限が定められておりまして、市に対してもこうした県の指針を参考とするように通知がされているところでございます。

このところの感染症拡大が第3波の到来と言われておりまして、今後、昨日もこの本巣市も1人また感染者が出ておりまして、現段階7名の感染者が出ておりますけれども、今後の状況等については全く不明な状況となっております。そういった中におきまして、令和3年度の予算編成はどうかということでございますけれども、この令和3年度予算編成方針におきましては、令和3年度におきますイベント等に対する予算につきましては、現時点では例年どおり、いわゆる市民の皆さん方の御期待も多いですし、ぜひやってほしいといういろいろな事業もございますので、予算的には例年どおり必要なものはしっかりと事業を実施するという事で予算計上をさせていただいて、ただその後、今後の感染状況によって、今年と同じように中止の判断も想定した予算編成を行っていきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、新年度におきましては、こうしたイベント等の予算は計上を行うものの、実施に当たりましては今後の感染症の状況に応じて、市民をはじめ事業に参加される方々の安全を最優先に考えて、また国や県の基準等を参考にいたしまして事業再開というのを判断してまいりたいというふうに考えております。

[13番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

令和3年度も現時点では、例年どおり進めるということであります。今の状況を見ますと、新型コロナウイルスが終息するような見通しは立っていないという大方の方の見解でありますので、そのときに適切な判断をしていただいて、市民の楽しみであるイベントなどは極力再開していただきたいなど、そんなことを思っております。よろしく申し上げます。

3番目に行きます。

本巢市は、これから新庁舎建設に向けて大きな事業が控えています。合併特例債を使つての建設が条件となっておりますので、それには令和5年度末とタイムリミットがあります。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で工事が遅れるようなことがないのか心配をしております。人手不足や事業の中断も予測しなければならないかと思ひます。今後の新庁舎建設の完成までの推進に影響はないか。そのことと、また市の第2次総合計画の後期基本計画が始まりますが、これに対する影響はどうか。3番目としまして、新庁舎建設及び市総合計画への影響について、これは企画部長が答えていただけるそうですので、よろしく申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を洞口企画部長に求めます。

洞口企画部長。

○企画部長（洞口博行君）

それでは、お答えをさせていただきます。

本市では、平成28年に本巢市第2次総合計画を策定し、「自然と都市の調和の中で人がつながる活力あるまち・本巢」を目指す将来像に掲げ、まちづくりを進めているところでございます。

その後4年が経過し、市を取り巻く状況は、人口減少や少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化、技術革新の進展など大きく変化をしていることから、それらの状況を踏まえ、令和3年度から5年間の計画期間とする後期基本計画の策定に向け、現在、作業を進めているところでございます。

なお、後期基本計画の計画期間中には、新庁舎建設をはじめ、東海環状自動車道の（仮称）糸貫インターチェンジの開通に加えまして、本巢パーキングエリア周辺公園の整備など、まちづくりの核となる事業が控えております。

議員御質問の新型コロナウイルス感染症による新庁舎建設や総合計画への影響につきましては、先ほど市長が答弁をしたとおり、市税の大幅な減収が見込まれており、令和3年度は特に財源確保が厳しい状況となることが予測されております。そうしたことも踏まえまして、現在、策定を進めております後期基本計画では、新庁舎建設や長良糸貫線をはじめとした道路網の整備、パーキングエリア周辺公園の整備等をはじめといたしました産業振興や教育環境、福祉施策の充実を推進する事業を重点プロジェクトとして設定をいたしまして、元気で笑顔あふれるまちづくりの実現に向けて、市の強みを生かしました優先度の高い施策を積極的かつ重点的に取り組んでいけるよう、国や県の補助金及び合併特例債を重点的に活用し、今後5年間のまちづくりに取り組むことにしているところでございます。

新型コロナウイルス感染症により、今後も予測できないような状況が見込まれますが、限られた財源の中で効率的かつ効果的に取り組んでいけるよう、選択と集中を徹底した予算編成を行いまして、市の総合計画に掲げます将来像の実現に向け、施策の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

ありがとうございました。

総合計画におきましては、そこの中に書いてあります人口減少のことにつきまして、令和7年度の水準に既に今なってしまうんじゃないのかなあと、3万3,000余りの人口になっていますと、その水準にもう人口減少進んでしまっているというようなことも懸念しております。また、少子化対策は、子育て世代が新型コロナにより本当に困っているというような報道もされております。その人たちが孤立しないように連携して支援の仕組みをつくるなど、そういったところも考えてほしいなあと、そんなことを思います。庁舎につきましては、新型コロナで遅れるとタイムリミットに間に合わないということがありますので、ぜひ適切に進めていただきたいと、こんなことを要望して、この質問は終わります。

大きい2番目に行きます。

東海環状自動車道高架橋工事の現況はということについて質問いたします。

令和6年度、この地域の全線開通に向けて本格的な工事が始まっております。東海環状自動車道がこの地を通ると話が出てきたのは、私の記憶では平成六、七年の頃だと記憶していますが、あれから25年経過しました。本市内で本格的橋脚工事が始まりました。こうした大がかりな工事は市民になじみがなく、期待と不安の声が聞こえてきます。以下についてお尋ねをいたします。

市民の中には、自宅の目の前で工事が始まり、細かい説明がないまま工事が始まったと聞いております。いつまで続くのでしょうかと不安と不満の声が聞こえてきます。

1番目の質問としまして、市全域で橋脚の工事が始まり、この工程はいつまで続くのか、産業部長にお伺いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、市内全域で本格的工事が始まる工程についてお答えをさせていただきます。

当市内における東海環状自動車道につきましては、平成26年10月に工事着手され、国土交通省が本体工事を進めてまいりました。平成29年12月に令和6年度の開通見通しが発表され、また平成30年3月には整備加速を目的に、国土交通省に加え中日本高速道路株式会社も本体工事に参画し事業

展開を進めているところございます。

今年度の工事概要といたしましては、(仮称)糸貫インターチェンジや(仮称)本巢パーキングエリア予定地では盛土工事が進められているほか、見延、上真桑、政田、温井地区など各地で橋梁の下部構造の工事に着手するとともに、上保や七五三地区などについてもトンネル及び下部構造の工事契約手続が進められている予定であります。

当市内においては、引き続きインターチェンジやパーキングエリアの造成が進められるほか、その他の地域ではほとんどが橋梁構造となっております。令和2年度から令和3年度にかけて橋梁の下部工事が本格化し、市内全域で工事が進められます。その後、令和4年度以降に橋梁の上部工事が進められ、橋梁が完成したエリアから順次舗装や設備工事に着手するなど、一日も早い完成に向けて整備が進められるとお聞きをしております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長(黒田芳弘君)

若原敏郎君。

○13番(若原敏郎君)

令和2年度、令和3年度に橋梁下部工事が市内全域で行われるということでもあります。

今回、地元の皆さんへ説明会は、説明の案内はあったかと思いますが、新型コロナの影響で自治会の皆さんが区民を集められなかったということもあり、かなり説明不足が発生していると思うんですね。いきなり2次、3次業者が分かりませんが、来て、これから工事始めるからというようなことで始まったと。そういうこともありまして、やはりそういうことのないように市としては高速道路工事の関係者から予定を聞いて説明していただくような配慮も必要かなあと、そんなことも思います。すぐ近くの地元の方は、当時は大変仮囲いも急にできて、どうなるのかなあという本当に不安の声も聞こえておりましたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

そういうことで、2番目に行きます。

市民に与える影響についてはどのように把握しておられますかということで、私の住んでいるところは、中学生が登下校のときに、以前は真っ暗な柿畑とか畑の間なんですが、自転車や徒歩で歩いて通っておりました。遠くから見ますと、ああ、中学生が帰ってくるなあと、そんなことで今までは見ておりましたが、今、高速道路の仮囲いで見えないんですね。たしか今、あそこ歩いて来たんだけど、あの子どもなくなってまったんやろうというふうになんてちょっと心配になりまして、ついつい立ち止まって遠くから見ておると、そんなこともありました。暗い夜道を一人で帰ってくる中学生が心配で、こんな質問をしたわけですが、また、突然に何かガードマンの人が立って、通行止めですよとかと言われて、歩行者の方は通れるが車は迂回路ですよと。私たちのところは、地元の人ばかりじゃないんですね。遠くから来る人も通過する人もあるんですね。そういう人たちが道に迷ってうろうろしてみえるというようなこともありますので、大変そういうところに影響が出ているなど、こんなことを思っております。

2番目の質問としまして、市民に与える影響について、市はどのようなふう把握されておるの

か考えをお聞きしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、市民に与える影響についてお答えをさせていただきます。

橋梁工事等に当たりまして、日常生活に利用されている県道、市道等を通行止めにして工事が進められている箇所もありますが、地域の皆様に適切に迂回路を案内し工事を進めていく予定であり、また工事用車両の運行や工事騒音、振動も想定されているところですので、周辺地域の環境保全に努めるとともに、安全な工事施工を行うために必要な工事フェンスの設置、交通誘導警備員の配置など適切に対応を進めていくとお聞きをしております。

当市といたしましては、苦情等があれば、早急に発注者に報告し、市民に与える影響が少なくなるように十分配慮を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

工事発注者に市民からの苦情があれば伝えていくと、十分に配慮するというお答えでありました。よろしくお願ひしたいと思います。長期間にこれからわたりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

3番目に行きます。

高架下の利用について、自治会にアンケートが来まして、利用される自治会は今後管理も含めてですとのことでした。現実問題、高架下の土地を自治会で利用したりするには、使うとすれば駐車場とか憩いの場でとか防災倉庫とか、そんなことで借りたいという希望が出てくると思うんですが、それを将来にわたって自費で維持管理しなければならないということは、今ここで返事をすると、私たちの子どもや孫の代まで維持管理を押しつけることとなります。それはできないということでありました。

高速道路の建設の話が始まった頃の当時の話では、騒音はありませんよと、排ガスの影響もありませんよと、高架下の空き地は地元の人に使っていただけますよと、こんなことで説明されて私たちは同意をしたわけでありますので、ちょっと違うなあという感覚で思っていました。

市としては、高架下の空き地の利用については、どのように考えてみえるかお伺ひしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、高架下の空き地の利用についてお答えをさせていただきます。

東海環状自動車道の橋梁部分の高架下につきましては、開発に伴い必要な調整池等の整備につきまして、現在、国土交通省におきまして設計が進められております。

高架下を含む東海環状自動車道の敷地内に工作物、物件または施設を設けて利用するには占用許可が必要となりますが、占用を行う場合には道路の管理上支障とならない範囲において、法令に基づき道路管理者から許可を得ることが必要となります。また、高架下の占用につきましては、公共的または公益的な利用が優先されるとともに、道路管理者に代わって道路構造物等の日常点検を行う者を占用主体とし、占用物件の構造等に制約が課せられるなど、法令による付加的な制限がございます。

これらの条件を踏まえた上、要望を受けた地元自治会の御意見も聞きながら、国土交通省及び中日本高速道路株式会社と地元要望につきまして協議をさせていただき、高架下の空き地が利用できるか、市としても検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

公共的、公益的なものが優先ということで、しかもまだ設計がどこまでいっているかわかりませんが、調整池が必要だと。調整池が優先されて、ここに必要というところが、もし空き地で余裕がなかったら駄目だということなんですね。しかも、占用許可が要るし、管理は地元でしなければいけないということでありますので、まず可能性としてはほとんど無理なような状態で、高架下の空き地というのは先ほど産業建設部長の話によりますと、これからできるかどうか検討していくというような答弁もありましたので、ぜひその点、まだ少しは時間的余裕があると思いますので、ぜひ検討をさせていただいて、それをお示ししていただければありがたいなあと、そんなことを思っております。よろしくお願ひします。

この大きい2点につきましては、これで質問を終わります。

大きい3番目の質問に入ります。

新型コロナウイルス感染症の影響と対策はということですが、これは市内では生活困窮者や社会的孤立者の現状把握をされていますかという質問であります。新型コロナウイルス感染症は第3波の様相で長期戦になりそうですと。気温が下がる冬場は感染リスクが高まると政府は予防対策のポイントを公表しております。本巢市においても市民を守るために、準備はできていると推察いたしますが、現状をお尋ねします。

これもテレビの特集で、子育て中のお母さんがパートの雇い止めで職を失い、収入が途絶えた。この時期子育てのため時間制限があり、その方は免許証がなく遠距離移動ができないため、雇ってくれるところがない状態です。市役所に相談に行ったが、いろんな条件があり対象外と言われたと

いう、そういうテレビの特集がありました。

また、独り暮らしの高齢者は他人を信じ難く孤立しがちである。また、民生委員さんの家庭訪問にも新型コロナウイルス感染症で自粛状態で、相談にも行けない人の把握はどうされているかなあと私は心配しておりますが、これについて健康福祉部長にお伺いしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を高橋健康福祉部長に求めます。

高橋部長。

○健康福祉部長（高橋 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

生活が困窮した方の相談先としましては、社会福祉協議会の生活困窮者自立相談支援機構において相談を受けているところでございます。

相談件数につきましては、令和元年度は年間1,139件、今年度が4月から10月までのデータで7か月でございますが1,499件と、大幅に件数が増えており、現在、新型コロナウイルス感染症対策で緩和された緊急小口資金や総合支援資金や住居確保給付金により支援を行っているところでございます。

社会的に孤立した方につきましては、現状、市では相談を受けていないところでございますが、人数等についても把握しているところではありません。コロナ禍において外出を控え、社会的に孤立している高齢者がいることは認識しております。

9月の議会の一般質問でも一部答弁させていただきましたが、認知症の高齢者対策につきまして述べさせていただきましたが、高齢者の外出自粛など生活の変化により、鬱ぎみの症状があるなど、認知機能の低下が懸念される対象者が増えているという地域包括支援センターからの報告も受けていることから、社会的に孤立を避けるためにも、各種認知症予防教室や介護予防教室など、新しい生活様式に配慮しながら高齢者の参加を促すことや、高齢者の外出のきっかけづくりなど、外出の機会を増やす取組を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

今、社会福祉協議会とかに相談に来られる、情報が入ってくる人はいいんですね。そういった相談に現在来られていない人が今後本当に孤立するという可能性が、ここに来て大変危惧されるところでありますので、ぜひともいろんな認知症予防教室とか介護予防教室とか、そういうことは今されているとお聞きしましたが、そういったところの情報を、また民生委員さんの情報も集めていただいて、ぜひちょっと範囲を広げていただいてアンテナを張っていただきたいなと、こんなことを思います。要望ですので、ぜひよろしくお伺いしたいと思います。

次の2番目の質問に行きます。

最後に、ウイズコロナの時代が続くのではないかという思いから、教育長にお尋ねしたいと思います。

我が家では6年生の孫がおります。家に帰ってきても、以前は外で遊んでおったんですが、学校から言われているかどうか分かりませんが、外出しなくて家に閉じ籠もりがちということになっております。今は少し復活しましたが、スポ少でサッカーをやっております、また週1ですがスイミングクラブも行けるようになりまして、大変よかったなあと、こんなことを思っております。また、この第3波で、今後またそういうスポーツが休止になるかも知れません。大変心配しております。

そんな中、新聞のサタデーコラムというところに岐阜大学の、本市にも来ていただいております春日先生の記事がありました。私もその記事が目にとまりまして、なるほどなあと見ておりました。コロナ禍が続く現在、子どもたちの身体活動不足からくる体力の低下が心配されるということでもあります。このままでは、一生涯のリスクになりかねないと。今後、幼稚園、学校などで運動、遊びがさらに普及されて、これを補っていくといったほうが良いというような、そういう記事でありました。

私もこの記事を読んで共感しました。子どもの将来において、丈夫な体は一生の宝物と感じております。体が丈夫でなければ、社会人になっても大変なリスクを背負うこととなります。私も何にも取り柄がないんですが、体だけは丈夫に生まれてきましたので、親に感謝しているところであります。

そうしたことから、現在、学校では体育の授業や、中学校の部活などはどんなことに心がけてやっておられるのか、誰もが暗中模索の状態ですが、将来を担う子どもたちが過ごす学校での体力低下はどのように考えておられますか、教育長にお伺いしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

コロナ禍の子どもたちの体力低下などの影響についてお答えします。

学校再開後すぐに当たります今年6月に市内小学校で実施した体力測定から、思った以上に子どもたちの体力が低下していることが分かりました。特に50メートル走では、学年が1つ上がって体が一回り大きくなったにもかかわらず、昨年度の自分たちの平均記録を下回る学年が多いという結果でした。3か月にわたる臨時休業で、十分に運動ができなかったことが、これだけ大きな影響をもたらしたことに、データ分析をした岐阜大学の春日教授も驚かれ、体力回復に向けた取組が急務であると訴えられました。

そこで、市内全ての幼稚園・小学校に春日教授に大学院生を多く連れて出向いていただき、楽しく、そして運動量たっぷりのアクティブ・チャイルド・プログラムを取り入れた運動遊びの指導を行っていただきました。このプログラムは、運動の習慣化を目指し、家でも家族と一緒に簡単に

きる運動を数多く学ぶ取組で、それを学校では担任が継続して体育の授業などに取り入れ、未来を見据えて体力の回復を目指しているところです。

また、本年度小学校に新たに配置した体育専門指導員が指導計画を見直し、ソーシャルディスタンスを保ちつつ、コロナ禍でも安心して思い切り体を動かすことができるボール運動や陸上運動などを考案し、各校で推進しています。

こうした体育の授業や運動遊びを楽しんでいる子どもたちの表情は、とても生き生きとして楽しげであり、園や学校に明るい歓声が響き渡るようになりました。言うまでもなく、心と体はつながっていることから、安心して思い切り体を動かす心地よさが、新型コロナウイルス感染症で萎縮しがちな子どもたちの心を解放させていると実感しております。

しかしながら、体力以外にも急激に変化した日常が子どもの心を不安定にさせていることも事実です。不安を訴えたり、学校に足が向かなかつたりする子どもも見受けられます。学校では、健康観察や面談、紙面上での調査などで心身の状態を把握したり、不安解消のため、教育相談や個別懇談を実施したりするなど、子どもが安心して過ごせる取組を進めています。

それでも、これまでの不登校者に加え、新たな不登校者も出てきていることから、来年度、専門スタッフによる学習の支援と、人と関わりながら心の安心が得られる学びや的居場所を教育委員会につくる準備も進めていきたいと考えております。

まだまだコロナウイルス終息の見通しは立ちませんが、現状を正しく分析し、これまでの慣習にとらわれることなく、子どものことを最優先に、安心して生活できる新たな学校づくり、市の体制づくりに努めてまいります。以上です。

[13番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

ありがとうございました。

今の教育長のお答えを聞いて大変安心したところであります。子どもが楽しく遊んでスポーツができるというのか、アクティブ・チャイルド・プログラムとか、それから新たな計画の見直しもしているということなんで、ぜひ子どものためにいろんな策を考えて、またやっつけていただいているので安心しました。また、心の不安も取り除く相談もしていただいておりますということなんで、ぜひとも本巢市の子どもたちのために頑張ってくださいなと、こんなことをお願いしておきます。

これで、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（黒田芳弘君）

ここで暫時休憩といたします。

再開を10時ちょうどといたしますのでよろしく願いをいたします。

午前9時48分 休憩

○議長（黒田芳弘君）

再開いたします。

続いて、1番 高橋勇樹君の発言を許します。

○1番（高橋勇樹君）

議長のお許しをいただきましたので、4項目6点の質問をさせていただきたいと思います。

まず1項目めでございますが、本年度の本巢市消防団活動と今後の団員確保についてお聞きしたいと思います。

まず1つ目の質問ですが、本年度の消防団活動の遅れをどのように補填していくのか、これについてお聞きしていきたいと思います。

本年度は新型コロナウイルスの感染拡大により消防団の活動が制限され、訓練は自粛、イベントや行事は中止となりました。非常事態宣言が解除された後に訓練等の再開がありましたが、例年通りの訓練ではできないというふうに聞いております。今年度新たに入団した団員への技術取得や知識の取得が遅れていくことが不安視されています。

また、訓練だけではなく、イベントや行事においても中止となり、本来は春に団員の技術向上につながる本巢市操法大会、夏には水難救助のためのボート訓練や、河川氾濫のときの水防訓練、秋の特別訓練という救助作業等を織り交ぜるような機動訓練、本年度ではありませんでしたが、3月には山林火災の訓練などがあります。これに関しては、災害に対する訓練が実施できていないというふうに感じます。

毎年行われていたことを今年実施しないということは、丸々2年間行われなかったということで、長期期間活動されていた方においても、動作の忘れなども懸念されます。

いつ起こるか分からない、予想できない災害のためにも、備えは必要であります。学校教育と同様に、子どもたちの学習の遅れと同様に、この遅れを取り戻す機会をつくるべきかと考えます。総務部長にお考えをお聞きしたいと思います。

続いて、2つ目の質問でございます。

消防団員の確保について今後の対策はというような質問をさせていただきたいと思います。

総務省消防庁におきまして平成25年12月に設立した消防団等充実強化法（消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律）を受け、消防団への加入促進、消防団の処遇改善、消防団装備や教育訓練の充実に、国も挙げて取り組んできています。

しかし、全国の消防団員数は年々減少しており、公表されている団員数は平成31年4月1日の時点で83万1,982人、令和元年度のデータは今年の12月に出るかと思いますが、減少しているであろうというふうに聞いております。昭和40年のときには113万人を超える団員数だったというデータもあり、約50年間で約30万人の減少となりました。

また、余談ではありますが、消防団員の年齢も、平成31年4月1日の時点で41.6歳となり、年々上昇をしているというようなデータもあります。

しかし、そんな減少したり、年齢が高くなっていたりというようなデータもありますが、消防団員が減少していく中で、全国的に女性消防団員と学生消防団員は増加しております。

女性消防団員は、消防活動が多様化する中で、災害での消火活動や後方支援活動、避難所の運営支援などをはじめ、住宅用の火災報知器の設置促進、火災予防の普及・啓発、住民に対する防災教育、応急手当て指導等、広範囲にわたり女性消防団員の活躍が期待されています。

また、大学生、あと大学院生、または専門学生等の消防団員におきましては、長期的に消防団員を確保していくために、若い人材の確保が重要であることから、若者が消防団活動に参加し、消防や地域防災に関心を持つことにより、大学等の卒業後も地域防災の担い手となることが期待されていますし、若いうちに市民活動に参加することにより、シビックプライド、いわゆる、私はよく言いますけれども、本巢市愛というものを育む場ともなり得ると考えます。

近年、人口減少が進む本巢市では、消防団員の消防団加入の条件を満たす年齢以上の人口も減少傾向であり、消防団選出に頭を抱える自治会も少なくありません。

本巢市においては、加入条件が25歳以上とする自治会も多いことから、これは選出に頭を抱えていることの要因となっていると考えます。本巢市の提案として、18歳以上の学生の受入れを促進することを自治会と呼びかけていただくこともお勧めしたいと思います。

そういったことを含め、今後の消防団員確保について、総務部長のお考えをお聞きしたいと思います。

続いて、2項目めに入らせていただきます。

2項目めの質問は、マイナンバーカードの活用についてお聞きしたいと思います。

1つ目の質問でございますが、マイナンバーカードの普及活動、普及促進活動はされているのか、これをお聞きしたいと思います。マイナンバーカードというよりかマイナンバー制度は、公平・公正な社会の実現と国民の利便性の向上、行政の効率化の3つの目的のために、2016年1月1日から本格運用が開始され、本日に至ります。

マイナンバーカード取得によるメリットは、本人確認の際の身分証明書として使えること、各種行政手続のオンライン申請等に使えること、銀行などの各種民間のオンライン取引等に使えること、様々なカード、様々なカードというのは健康保険証、図書館カード、印鑑登録証などのことを言いますが、その様々なカードの一体化、あとはコンビニなどで各種証明書の取得ができるといったようなメリットがあります。

そして、今回の定例会の提出議案の中にも、住民票等コンビニ交付サービス導入事業として補正予算が計上されており、マイナンバーカードの普及率を高めなければ、導入した際の費用対効果が見込めないことから、行政の立場、市民の立場からもメリットが多くなるであろうマイナンバーカードの普及促進活動をしていかなければならないと考えます。

本巢市においても、普及率は本年度10月31日現在で17.99%、約18%となっています。以前もこのマイナンバーのことについては堀部議員が質問されたかと思いますが、そのときはこの約半分の9%台だったと記憶がございます。そこから約2倍となって、今は18%というふうになったので、

非常に普及の速度は上がっているのかなあということは考えられますが、なかなか普及率というのは進んでいかないというふうにも捉えることができます。

我々市民にとっても、この普及しない理由としましては、メリットがなかなか見えにくいということが大きな原因になっているんじゃないかなというふうに思います。本年度におきましては、総務省がキャッシュレス決済の普及とマイナンバーカードの普及を目的に、マイナポイント事業が実施されています。この機に、本巢市もマイナンバーカードの普及を上げる活動をしていき、市民サービスの向上と行政の効率化のために、今回質問をさせていただきました。

この普及活動におきましては、これは一つの提案でございますが、例えば市役所や公共施設への証明写真機の無償設置、また成人式等のときには促進活動をしていくというのが一つの私なりの提案でございます。本当、今至るところに証明写真機からマイナンバーカードの申請ができるというような形になっておりますので、本当に無償で設置したら少しは普及が進むんじゃないかなというふうに考えます。

そういったことを含め、マイナンバーカードの普及促進活動をされているのか、お聞きしたいと思います。

続いて、今後の本巢市におけるマイナンバーカードの活用はということでございますが、これに関しましては、健康保険証が来年2021年3月に一体化される予定であります。それに加えて、健康保険証だけでなく、印鑑登録証、先ほどもお伝えしましたが図書館カード等々のそういったカードも一体化されていくといいなあというような考えもありますし、またこれにちょっと付随することではあります。婚姻届や出生届などの各種届出も、ネットを通じて申請ができるようになればいいなというふうに感じております。

そういったことも含めて、市民環境部長に、今後の本巢市におけるマイナンバーカードの活用はというような質問をさせていただきたいと思います。

続いて、3項目めの質問に入りたいと思います。

3項目めの質問は、今後の広報についてお聞きしたいと思います。

1つ目の質問ですが、アプリを使った情報発信の考えはというような質問をさせていただきますが、年々行政の広報の在り方は、本当一年一年変わってきております。

例えば本巢市におきましては、毎月の紙面による広報、あとホームページの掲載、野外拡声器での呼びかけ、戸別受信機による各世帯への呼びかけ、あとはメールですとかアプリ、アプリに関しましては以前も質問をさせていただきましたが、本巢市もマチイロというアプリを使って広報「もとす」を発信しているというふうに承知をしております。また、こういうことから、幅広い情報が市民へ発信されるというようなスタイルが今まで当たり前でした。

しかし近年、若年層を中心として働き方や環境が変わり、情報取得の方法も多様化してきたことから、野外拡声器は新築住宅の遮音性が高まり聞こえにくい、市外にいとそもそも意味がない、戸別受信機におきまして、家の一部しか聞こえないとか、またこれもそもそも家にいなかったり市外にいと意味がありません。ホームページにおきましては、これはそもそも情報発信というふ

うにも捉えられるんですが、掲載というほうが意味が強く、イベントごとや行事などの告知には非常に弱いとされています。また、緊急性の高いもの、そういったものの情報発信には非常に弱いとされています。また、メールでの通知に関しましては、メール機能の活ユーザー、利用者は急激に減少し、近年はメール機能に代わり、スマートフォンの急速な普及によりSNS系のアプリでの情報の送受信が当たり前になってきたというふうに感じます。

スマートフォンの普及が加速する中、現代はスマートフォンで情報を取得することがほとんどかと思えます。例えば天気だったり、また災害情報、あとは日常のニュースなど、そういったものはほとんど、テレビもそうですけれども、ほとんどがスマートフォンになっていくんじゃないかと、若年層を中心にそのような動きがあると思えます。

そういったことから、スマートフォンのアプリで情報発信がされることがこれからは求められているとともに、これからの広報は市民一人一人に必要な情報を発信し、市民一人一人自分の欲しい情報のみを受信していく、そんなスタイルが望まれています。

そこにおきまして、日本においては、情報発信・受信の方法として、日本人のスマートフォンの所有者の82.5%が活用しているLINEというアプリでの広報が望まれていると、これは各種、市町村とか、そういったところからも声が上がっております。

これも1つ事例を挙げさせていただきたいと思いますが、先進的な事例ではあり、近隣の市町でもある羽島の事例を1つ御紹介したいと思います。

羽島は今年公式LINEを設立しました。今年から導入されて、新聞ですとか、そういったところにも上がりましたが、非常に我々若い世代には注目を浴びているというふうに感じます。

この羽島の公式LINEは若年層だけでなく、実は幅広い年齢層が手軽に利用できると聞いておまして、実際に私も、羽島の私より大先輩方も、そのLINEを活用して情報取得をされています。

このように自分の欲しい情報のみ選択設定ができて、受け取ることができる、また市民共通情報は防災情報、災害情報、コロナ情報等が発信されていて、また市外、我々羽島市ではない方も、市外の方への設定もあって、広く関係人口も増やしているとともに、市外の方にも、羽島市の事例なんで羽島市のことばかり言いますが、羽島市の政策や情報発信ができています。

羽島市のこの公式LINEは、市民からの情報提供もできることから、非常に市役所の職員の方々も便利だなあと感じています。その中の一つの事例として、例えばふだん使っている道路、道路の損傷等がある、それを見つけた市民が写真に撮ったり、そして位置情報をそのLINEで送るというようなことが手軽にできています。

そういったいい機能もあることから、これも本巢市でも使えるんじゃないかと。例えば、この時期には限りませんが、よく朝方、根尾地域のほうに車を走らせることがありますけれども、そのときに、動物の死骸、そういったものがあります。そういったものも、市役所に電話する時間というのは8時15分ぐらいからですかね、からしか開いていませんが、その時間外でも時間を待たずして報告ができるというようなことで、本巢市におきましても活用ができるんじゃないかなとい

うふうに感じます。

そういったことから、皆さんのなじみあるアプリだからこそ、それだけ気軽に利用できるんじゃないかなと感じることからも、今回この今後の広報についてという中で、本巢市がこれからアプリを使った情報発信の考えはあるのか、お聞きしたいと思います。

最後に、最後の項目に移らせていただきたいと思います。

最後の項目は、船来山の今後について、市長にお伺いしたいと思います。

これは質問の中では今後の活用と展望はというような質問でございますが、船来山といえば真っ先に古墳群が頭に浮かぶ方が多いかと思えます。船来山はもちろん国史跡ということもあり、歴史文化を育む場でもあり、歴史ファンや古墳ファンの観光地であり、自然を満喫しながら遊歩道を歩き、健康増進ができる場でもあることから、多面的活用の見込める本巢市の財産であると確信をしております。

少しだけ掘り下げて話をしますと、平成30年11月16日に国の文化審議会において、国史跡に指定する答申がなされ、平成31年2月26日に告示を受け、正式に国史跡に指定されました。指定後、里山プロジェクトを中心に多くのイベントも開催され、歴史ファン、古墳ファンだけではなく、地元の方々が集まり、盛り上がりを見せてきました。

先日ではありますが、11月21日から23日の3日間、古墳と柿の館にて開催された「赤彩古墳の館 特別開館」におきましては、コロナ禍にもかかわらず300人以上の来場もありました。このことから、古墳と柿の館の年間の利用者数を見ると、平成30年度は2,515人の利用、令和元年度におきましては2,042人と、近年では2,000人以上の利用があります。これは非常に目的は様々であります、利用者数が非常に高い数値に来ているのではないかなというふうに感じました。

また、教育面では、歴史文化学習の場となり、古墳時代の知識の取得だけでなく、子どもたちへのシビックプライドを育む場にもなっております。

健康増進面では、文殊の森ほど整備はされておりましたが、誰でも気軽に登り歩けることのできる山として活用をされています。

そんな財産あふれる山を、地域の船来山古墳ボランティア団体や、教育長が任命しました子ども学芸員の皆さんが、日々船来山の良好な保全と広報に力を入れてくださっています。その方々と地元住民からは、開通予定のインターからも近いことから、この山をもっと活用し、本巢市を盛り上げていってくれるのではないかと期待が寄せられます。

近年中に東海環状西回りルート、（仮称）糸貫インターの開通を控え、船来山にもトンネルを掘り、高速道路が通る計画で進んでおります。開通すれば高速道路から、高速道路を通る車からも、その船来山だったり、本巢市を見渡すことができます。そんなことから、これは本巢市と船来山古墳、船来山古墳だけではなく、船来山のアピールをするチャンスにもつながり、交流人口の増加にもつながると考えます。また、歴史文化というのは多くの関係人口の増加にもつながることから、多面的活用の可能性を秘めた船来山のこれからの活用に期待をしております。

そこで、市長に、船来山の今後についてお聞きしたいと思います。

以上、4項目6点の質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

1項目めの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、1点目の消防団の活動の遅れをどのように補填していくかにつきまして、お答えをさせていただきます。

本年度におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、消防団におきましても訓練の自粛を行ってきたところございまして、また毎年開催されます岐阜県消防操法大会の中止に伴いまして、本市の操法大会も中止としたところございまして。

このような状況の中におきましても、感染防止に努めながら、緊急時に備えた車両の点検、最少人数での必要な訓練につきましては、各分団で各地域の団員の事情に合わせてながら訓練を実施するよう、消防団長のほうからお願いをしておるところでございます。

なお、例年、新入団員を対象といたしまして、2日間の課程で実施されております基礎教育訓練につきましては、新型コロナウイルスの影響によりまして、例年よりは時期が少し遅れておりますが、1日目として9月13日に本巣消防署で実施済みございまして、また、2日目といたしまして、12月6日に消防学校におきまして実施される予定でございます。

今後につきましても、コロナウイルスの終息が見えない中で、今後予定されております出初め式の縮小や中止なども今後検討しなければならないというふうに考えておりますが、いずれにいたしましても訓練の実施につきましては、消防団と調整を行いながら感染防止に十分配慮した上で、市民の安全・安心のために、また地域防災力の向上のために、訓練の実施をしていただくよう消防団にお願いをいたしまして、消防力の充実・強化に努めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、2点目の消防団員確保の今後の対策でございますが、消防団につきましては常備消防を平成30年度から業務委託いたしまして、消防力が強化されたものの、火災発生時における初期の出動をはじめ、地域防災の役割は重要ございまして、地域の実情をよく知る地元消防団の活躍が期待されておるところでございます。

しかしながら、少子高齢化や就業形態、生活様式の変化によりまして、団員の確保が困難になっておりまして、毎年、各自治会長様にお骨折りをいただいておりますが現状でございます。

消防団員確保対策といたしましては、「ありがとね！消防団水防団応援事業所制度」や消防団協力事業所制度、消防協会事業の家族賞等の優遇措置のほか、火災出動や訓練時などの1回当たりの費用弁償につきまして、令和元年度から2,000円を2,500円に増額しておりますが、団員の確保には苦慮しておるところでございます。

なお、こうした費用弁償につきましては、処遇改善という面から、今後、近隣市町の動向を注視しながら引き続き改善に努め、消防団員が活動しやすい環境の整備をしてまいりたいというふうに考えております。

また、消防団の活動は火災消火活動や訓練にとどまらず、大規模災害時における避難誘導や救命救助等にも期待されていることから、今後におきましても、現在市のほうでは18歳以上という規定になっておりますが、各地域で定められております加入年齢などにつきましても自治会の御理解をいただくほか、機能別団員制度の導入といったことも検討をしてみたいというふうに考えております。

いずれにしても、市民の協力なくしては団員の確保ができないことから、市民の皆様におかれましても、消防団員の確保につきましても御協力を賜りたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（黒田芳弘君）

2項目めの質問についての答弁を久富市民環境部長に求めます。

久富部長。

○市民環境部長（久富和浩君）

それでは2項目め、マイナンバーカードの活用についての1点目、マイナンバーカードの普及促進活動はされているかとの御質問につきまして、お答えをいたします。

マイナンバーカードは平成28年1月から交付が開始され、国のマイナンバーカード交付円滑化計画では、令和4年度末までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定しており、今年度においては、マイナポイント事業による消費活性化策や、来月からはカード未取得者へのQRコード付申請書の再送付など、マイナンバーカードの普及促進を行っております。

本巢市の令和2年10月末現在のマイナンバーカードの交付枚数は6,148枚で、交付率は18%となっております。なお、岐阜県の交付率は17.9%、全国では21.8%となっております。

こうした状況を踏まえ、本市におきましては、これまで広報紙やホームページによりマイナンバーカードの利活用やマイナンバー制度について周知を行ってまいりました。今年度からは、平日のカードの受け取りが困難な方のために、5月より真正分庁舎において毎月1回日曜日の休日交付を実施しております。また、来年2月には、確定申告会場におきまして、マイナンバーカード申請支援コーナーを設ける予定で、現在調整を行っているところでございます。

続きまして、2点目、今後の本市におけるマイナンバーカードの活用はどの御質問につきまして、お答えをいたします。

マイナンバーカードは対面、非対面を問わず、迅速で確実な本人確認を可能とするデジタル社会を支える基盤となるものでございます。カード取得によるメリットでございますが、マイナンバーを証明する書類としての利用や、各種行政手続のオンライン申請等の利用、コンビニなどでの各種証明書の取得などがあります。

本市におきましても、今年度、国の交付金を活用し、コンビニ交付事業に着手をいたします。これにより、全国のコンビニエンスストアの専用機で住民票や印鑑登録証明書等の交付が可能となり、マイナンバーカードの普及とその利便性の向上を図ることができるものと考えております。

また、令和3年3月から全国でマイナンバーカードの保険証利用が可能となるため、令和3年度

に根尾・本巢両診療所におきまして、オンライン資格確認の導入を計画しております。これにより、特定健診情報等の確認ができるなど、診療の質の向上や事務処理コストの削減も期待できるものと考えております。

今後におきましても、カードの利点や安全性について、正確な情報を広く市民の皆様へ周知し、御理解をいただくことで、カードの普及促進につなげるとともに、これまでの利活用シーンをさらに活用し、市民サービスの向上に全庁的に取り組んでいく必要があると考えております。

○議長（黒田芳弘君）

3項目めの質問についての答弁を洞口企画部長に求めます。

洞口部長。

○企画部長（洞口博行君）

それでは、3項目めの今後の広報についてということで、アプリを使った情報発信の考えにつきまして、お答えをさせていただきます。

議員の御質問にございますアプリを使った情報発信につきましては、本市では現在、子育て支援アプリ「もといくネット」を運用しております。これは妊娠、出産、子育てに関する各種の行政サービスを分かりやすく、探しやすくしたアプリでございます。マイページを作成いたしまして、市在住の子どもの情報を登録することで、妊娠期から18歳までの子育て情報の中から、子どもの年齢に合う情報を得ることができるものでございます。また、年齢や学年に合わせた新着情報のほかに、イベント情報、各種コンテンツも見ることができ、小・中学生からの閲覧を対象にしました市の紹介や市役所の仕事などが分かるコンテンツもございます。

そのほか、他の自治体におきましては、先ほどの羽島市もありますが、ごみの分別や観光などに特化をいたしましたアプリなどもございます。また、市の情報を1つのアプリから得られるという利用者のメリットから、最近では全庁型のアプリを導入する自治体があることも承知はしております。この全庁型のアプリにつきましては、利用者のメリットがある一方で、初期費用が高額となることや、その後の維持管理の対応に係る人的負担が大きいこと、またスマートフォンでの閲覧に対応しました市のホームページの情報と差があまりないことなどから、導入するに当たっては慎重に判断をしてみたいというふうに考えております。

○議長（黒田芳弘君）

4項目めの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、4点目の船来山の今後についてということで、今後の活用と展望ということでの御質問にお答えを申し上げたいと思います。

議員のほうからお話もございましたので、一部重複するところもございますけれども、少し御答弁をさせていただきたいと思います。

平成31年2月26日に、船来山の一部が史跡船来山古墳群として国の指定を受けました。290基の

古墳から成ります古墳群でありまして、独立丘陵に築かれた古墳群としては東海地方最大級の史跡でございます。

現在、国史跡となった船来山古墳群を後世に残していくための保護対策と、古墳群の価値を見せながら多くの人を訪れる古墳公園の整備に向け、船来山古墳群保存・活用検討委員会及び国や県の指導・助言を受けながら、船来山古墳群保存・活用計画の策定を進めているところでございます。

古墳公園の構想では、古墳時代にタイムスリップし、古墳そのものの歴史的価値を実感できることを最優先に、古墳の基礎知識を学ぶエリア、多様性を学ぶエリアなど、5つのエリアを設ける予定でございます。これらは市内外の社会学習や社会見学の重要なスポットになっていきます。

さらに、船来山には古墳以外にも、本巢市最古の弥勒寺や名古屋城城壁の石切り場など、様々な年代の史跡や建造物の魅力があり、それに触れ学ぶ公園構想も構築しているところでございます。また、自然豊かな里山としての魅力を十分に生かし、眺望を楽しみながら歩く健康づくりの場にもしていきたいと考えております。

将来的には、これらの魅力を享受できるよう、小さな子どもから高齢者まで、訪れる人の体力に応じたバラエティーに富んだウォーキングコースを設けたり、古墳時代の花の植栽などの森林整備を行ったりして、市民が気軽に訪れることができる歴史探訪の場、そして、船来山古墳近隣の文化施設と融合し、総合観光資源として全国にその魅力を発信できる公園としての整備を目指していきたいというふうに考えております。

こうした活用計画を具体化するため、市では既に一部は取組を始めておりまして、船来山古墳周辺にございます富有柿センター、古墳と柿の館、道の駅など、既存の施設と船来山古墳群を絡めた活用方法など、民間事業者の意見やアドバイスをお聞きするため、平成30年9月25日に国土交通省が開催いたしました地方公共団体のサウンディング型市場調査に、本市も参加させていただいたところであります。

また、平成31年3月11日には、市単独で船来山周辺施設利活用に関するサウンディング型市場調査を開催し、サウンディングに御参加いただいた事業者から既存施設の大規模改修、船来山古墳群の利活用、施設整備とPFIによる運営手法等の御提案をいただいたところでもございます。

今後はこうした活用計画、また御提案の実現に向けて、今後とも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高橋勇樹君。

○1番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

4項目6点、質問を皆様から今いただきました。

その中で、特に再質問ということではございませんが、マイナンバーカードのことと、最後市長の答弁をいただいたことについて、ちょっとお願いも含めてお話をさせていただきたいと思っております。

残りちょっと6分ということなので、短めにちょっとお話をしますけれども、コンビニエンスストアでの専用機による住民票や印鑑証明書等の交付につきましては、ほかの自治体も多くやっているとところがあって、そこで1つ矛盾点というか、そういったものが1点あります。

コンビニではマイナンバーカードを使って、マイナンバーカードだけで交付ができるのですが、市役所ですとか、そういう役所での窓口に来たときは、マイナンバーカード、いわゆる身分証明書と印鑑が要るというような自治体もあります。それには条例の改正やいろいろなことがあるかと思いますが、それが多少のちょっと矛盾と言っていいのか分かりませんが、コンビニではマイナンバーカードだけでもよかったのになという声も上がっております。そういったところを含めて、今後検討をいただきたいなと思います。よろしく申し上げます。

また、最後に、先ほど市長にも答弁をいただきましたが、船来山古墳の古墳公園という言葉を今日初めてお聞きしました。その古墳公園につきましても、非常に今までのボランティアの方々、また子ども学芸員の方々、地元住民の方々は、非常に期待を寄せておられます。これからのあそこの活用を、船来山の活用、ぜひとも頑張っていたいただきたいなと思います。よろしくお願いたします。

以上で質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（黒田芳弘君）

ここで暫時休憩といたします。

再開を11時ちょうどといたしますので、よろしくお願をいたします。

午前10時43分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（黒田芳弘君）

再開いたします。

続いて、2番 今枝和子君の発言を許します。

○2番（今枝和子君）

通告に従いまして、大きく4点質問をさせていただきます。

まず初めに、自殺対策についてお伺いいたします。

この自殺対策につきましては、平成29年7月に自殺総合対策大綱が閣議決定され、各市町村においては自殺対策行動計画を策定することが義務づけられたことを受けまして、平成30年3月議会におきましてお尋ねをいたしました。そしてそのときの御答弁は、地域実態プロファイルから分析した内容を基に、自殺対策行動計画を策定するとのことをございました。

そこでまず、その分析結果を公表できる範囲でお聞かせいただけませんか。よろしくお願いたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を高橋健康福祉部長に求めます。

高橋部長。

○健康福祉部長（高橋 誠君）

それでは、本市における自殺実態プロファイルから読み取れたことはということで、お答えさせていただきます。

自殺実態プロファイルは、一般社団法人いのち支える自殺対策推進センターより全ての都道府県の市町村に対して、それぞれの自殺の実態を分析したものを毎年1回、12月に提供されているものです。

2019年の本巣市自殺実態プロファイルによりますと、本市の自殺者数は2014年から2018年の5年間で24人。うち男性13名、女性が11名であります。主な自殺の特徴として、1位は、60歳以上の女性で無職、家族との同居ありが7名、29.2%。身体疾患からの病苦、さらに鬱状態となり自殺に至っております。2位といたしましては、60歳以上の男性で無職、独居が3人です。失業または退職に加え、配偶者や家族との死別、離別を経て鬱状態となり、将来生活への悲観から自殺に至っているところでございます。3位は、60歳以上の男性で無職、同居家族ありが3名でございます。失業または退職から生活苦や介護の悩みや疲れ、また御自身の身体的疾患が加わり、自殺に至っております。

このような実態から、本市の自殺対策の重要課題といたしましては、高齢者対策と生活困窮者対策が重要であると考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

今枝和子君。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

本市の実態としては、最も多いのが60歳以上、同居家族ありの無職の女性。次いで60歳以上、独居の無職の男性。そして次に続くのが60歳以上、同居家族ありの無職、男性とのことでした。そしてこの全てに共通するのは60歳以上の無職ということですよ。

では次に、この分析結果から導き出された対策は、具体的にどのようなものがあるか教えていただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を高橋健康福祉部長に求めます。

高橋部長。

○健康福祉部長（高橋 誠君）

それでは、プロファイルの分析結果から導き出された具体的な自殺対策はということでお答えさせていただきます。

本市の地域自殺実態プロファイル（2019）より、重点課題として、高齢者、生活困窮者対策が重要であることが分かりました。

1位の60歳以上の女性の自殺背景を見ても、たとえ家族と同居であっても、御自身の病気を苦にして鬱状態になり、自殺に至っております。このようなことから、持病はあっても治療を続けながら前向きに生きていけるよう、重症化の予防が大切であると思います。また、2位の60歳以上の男性の自殺背景を見ましても、家族や配偶者のない環境に加え、生活困窮や身体的疾患が重なって自殺に至っております。糖尿病、循環器疾患、心臓疾患、がんなどの生活習慣病が進行し重篤化すると、御本人のつらさや苦しみも大きくなり、治療に係る費用も高額になります。通院も一人では行けなくなって不安が募る一方となります。

このように、高齢化と生活困窮者の問題は、これからも増えてくると考えております。自殺対策は、生きるための包括的な支援と位置づけられており、本市では平成31年3月に本巢市いのちを守る（自殺対策行動）計画を策定し、市民、地域、関係団体、民間団体、企業、学校、行政等が連携して取り組んでおります。

市民の皆様には、生活習慣病の早期発見・早期治療につなげていけるよう、各年代での健康診査を実施し、個々に合わせた生活改善を一緒に考え、重症化しないように努めるとともに、長寿社会を支えるため、医療、福祉、地域包括支援センター、地元医師会の先生方と連携を図りながら様々な高齢者対策を実施しております。また、生活困窮に至っている方が安心して相談ができるような福祉の窓口を中心に、丁寧に対応しております。いずれにいたしましても、市民の皆様のご大切な命が自死により失われないよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

今枝和子君。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

生活習慣病の重症化予防及び生活困窮者への丁寧な対応に取り組んでいただいているということでした。

要因となり得る課題を早め早めに手を打っていただき、誰も自殺に追い込まれることのない本巢市実現のために、これからもよろしく願いいたします。

では、次に移ります。

今年の7月以降、全国では自殺者が前年同月に比べ、3か月連続で増えていると警視庁が統計を発表しております。また、全国で1月から10月までのコロナの感染によって亡くなられた方の数は2,000人以下であったのに対し、自殺者は10月だけで2,153人。1月からでは1万7,000人以上にも上ると、大変ショッキングな数字も出ております。コロナ禍による経済的、精神的な負担や外出自粛に伴う育児や介護のストレス、また相次ぐ著名人の自殺報道などが影響されているのではないかと調査が急がれているところではございますが、中でも女性の自殺増が目立っており、本年8月は30代以下の女性の自殺者が74%も増えているそうです。

コロナ禍で、配偶者からの暴力、DVや、非正規雇用の女性の失業、産後鬱などが増えていると

の報告もあり、とても看過できない状況です。これは全国的な統計ではありますが、本市においても同じような傾向が少なからず潜んでいるのではないのでしょうか。

自殺リスクを抱えた当事者が気持ちを打ち明けられる相談体制の強化などが求められるのではないかと思います。その対策について本市ではどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を高橋健康福祉部長に求めます。

高橋部長。

○健康福祉部長（高橋 誠君）

それではお答えさせていただきます。

議員御指摘のように、コロナ禍の影響で仕事が減少したり、失業したりという方がおられます。収入が減少すれば、生活基盤が揺らぎ、家庭内でも様々な問題が起こると想定でき、女性にとっても厳しい現状であると言えます。

本市におきましては、このような各世代の女性の様々なお悩みに対応できるよう、それぞれの担当課において相談窓口を設けております。妊娠期には保健師等が個別相談しており、出産後には産科、医療機関と連携して産後ケア事業を行っております。また、育児中のお母様方には、乳幼児健診や教室を通じて個々のお悩みに寄り添っております。育児の悩みに加え、生活困窮や家庭内不和などの御相談も寄せられているところでございます。

こうしたことから、各関係部署が集まり、要保護児童及びDV被害者対策地域協議会も必要に応じて開催しております。コロナ禍の継続による様々な不安で自殺者が増加しないよう、さらに相談しやすい窓口づくりに努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

今枝和子君。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

それぞれの担当課において相談窓口を設け、関係部署が集まり協議会を開催されているとのことでしたが、この協議会についてももう少し詳しく教えていただけますでしょうか。再質問をお願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

高橋部長。

○健康福祉部長（高橋 誠君）

それでは再質問についてお答えさせていただきます。

それぞれの部署が集まるという機関につきましては、本巣市要保護児童及びDV被害者対策地域協議会と申しまして、略して要対協というふうに言っておりますが、開催は、昨年につきましては

令和元年12月19日に開催され、内容などにつきましては、児童虐待、DV被害者の対応の実例、児童虐待相談、県女性相談センターの相談件数などと、あとは意見交換をさせていただいております。

関係部署といいますのは13名の方がお集まりいただきまして、県中央子ども相談センター、県女性相談センター、岐阜地域福祉事務所、民生委員児童委員協議会、幼稚園の代表、もとす医師会の代表、小・中学校長会の代表、市の教育委員会、北方警察署、人権擁護委員などの方がお集まりになって、そういった中での意見交換、議題を話し合っておる状況でございます。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

今枝和子君。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

いずれにいたしましても、相談者の方は多方面にわたっての悩みが多い方が多いかと思っておりますので、連携を密にいただきまして対応をよろしくお願いいたします。

次に、包括的な支援体制について、総合相談窓口と断らない相談支援についてお尋ねをいたします。

まずは総合相談窓口についてです。

少子高齢化、人口減少が進む中、80代の親がひきこもりの50代の子どもを養う8050問題や、介護と子育てを同時に担うダブルケア、また、18歳未満の子どもが家族の介護を担い、学業や日常生活に影響が及んでいるヤングケアラー問題など、個人や家族が抱える生きづらさやリスクは複雑化、多様化しております。介護、福祉、健康保険、住居、就労、教育など複数の課題を抱えている場合、担当課がそれぞれ異なるため、相談者は複数の窓口を足で運ぶこととなります。そして同じ話をその都度しなくてはなりません。一括して応じられる柔軟な仕組みがあれば、相談者の負担はかなり軽減されると考えます。また、実際に市民の方々から、私の悩みはどの課に相談に行けばいいのか分からないとか、役所にできる内容かどうか不安であり、耐えるしかないと思っていたなどとよくお聞きをいたします。さらには、こんな事態になる前に何か手を差し伸べられなかったのだろうかとお後悔やまれるケースも、実際市内において発生してしまいました。

誰も置き去りにしない社会の構築を目指し、生きづらさや不安に思うことを、その属性に関わらず受け止める総合相談窓口、市民に安心していただける相談窓口の必要性を強く感じますが、いかがお考えでしょうか。見解をお尋ねいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を洞口企画部長に求めます。

洞口部長。

○企画部長（洞口博行君）

それでは、総合相談窓口の創設の見解につきまして、お答えさせていただきます。

現在、本市におきましては、訪問販売や振り込め詐欺などの日常生活の消費に関するトラブルに

つきましては、市民が安全で安心できる体制を強化することを目的といたしまして、総務課に生活安全対策監を配置しまして市民からの相談を受けているほか、各部署が所管する事務への相談につきましては、それぞれで対応をしているところでございます。

総合相談窓口につきましては、日頃の困り事や悩み事に関する相談を一つの窓口で受けることで、既存の組織体制では対応が困難な事案を広い視点から複数の部署と連携し、横断的に対応するものであると理解をしているところでございます。

しかしながら、本市におきましては、自治体規模が小さく、限られた職員数で専門性が高い相談内容に対応しなければならないことなどから、総合相談窓口となる部署を新たに設置することは難しいというふうに考えております。

今後、新庁舎建設の際には、市民の皆様がワンストップとなる窓口を設置して、この窓口に関する部署の職員が出向いて互いに連携しながら対応するというような仕組みを検討してまいりたいというふうに考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

今枝和子君。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

新庁舎建設の際には設置を検討していただけるということで心待ちにはしておりますが、4年も先であります。もしリモート対応であれば、自治体規模や職員数にとらわれず、離れた各部署と連携を取ることにもできるかと思えます。4年先と言わず、少しでも早くに相談しやすい環境づくりを御検討していただきますよう要望させていただきます。

次に、厚生労働省が提唱しております、断らない相談支援についてお尋ねをいたします。

断らない相談支援を提唱すると言うと、言い換えれば既存の相談支援は断っているのかというように捉えがちですが、少しニュアンスは違います。先ほど申し上げましたように、相談の属性により担当課が分かれているため、この問題はあちらの課に行ってくださいと言わざるを得ない現状、いわゆるたらい回しになってしまう現状を指摘し、その改善を目指す重層的支援体制整備事業を推進するものです。

先ほど、今質問いたしました総合相談窓口は、この断らない相談支援の入り口となります。この新たな事業の枠組みは、断らない相談窓口と社会とのつながりや参加への支援、そして地域やコミュニティにおけるケア、また支え合う関係性の育成支援を一体的に実施する機能を持つもので、伴走型の支援体制であり、従来の制度には該当しないようなさまざまなニーズにも対応していくものです。そしてこれは、実施を希望する市町村の手挙げに基づく任意事業となっております。

去る10月30日に行われました参議院本会議での代表質問で、公明党の山口代表は次のように語っております。本年6月に成立した改正社会福祉法では、断らない相談支援を含む重層的支援体制整備事業が創設されました。来年4月から本格的にスタートするこの制度は、国民が最も身近に感じ、

菅政権が立ち向かう縦割り打破の象徴として、全市区町村での実施を目指すべきと考えますと、このように語っております。

複雑化、多様化している様々なニーズや生活上の課題をワンストップで受け止めたその後の包括的な支援体制の整備が本市においても必要であると考えますが、この事業への取組の見解をお尋ねいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を高橋健康福祉部長に求めます。

高橋部長。

○健康福祉部長（高橋 誠君）

それでは、厚生労働省における断らない相談支援ということでお答えさせていただきます。

断らない相談支援につきましては、令和2年度、議員申されたように改正社会福祉法に基づき、市町村におきまして地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する重層的支援体制整備事業への取組が、議員申されておりましたように令和3年4月1日より施行されることとなっております。

この事業につきましては、任意事業の位置づけとなっておりますが、福祉分野における個々の相談を、その内容に対する専門性に関わらず受けることにより、1つの世帯の複数の問題を一体化して支援していくものになります。現在、本市では、高齢者、障がい者、子ども、子育て、生活困窮者等の様々な専門性に特化した相談窓口を設置して対応しており、必要に応じ、各種の専門相談支援機関と連携して支援を行っているところでございます。

今後の重層的支援体制整備事業における本市の対応としましては、各専門相談支援機関の全てが福祉の相談窓口であるということをご認識してもらい、専門分野以外の相談があった場合におきましても、まずは相談に乗った上で、他の専門相談支援機関の窓口につなげること、また複数の専門相談支援機構が支援に当たる場合の連絡会を設置し、各専門相談支援機関の窓口が連携してスムーズに動けるような支援を行う必要があると考えております。

なお、先ほど答弁でもございましたが、新庁舎建設の際には、福祉分野における各相談支援体制が1つの庁舎に配置されることが現在調整されておりますが、当初の相談段階から各専門相談支援機構が共同して支援に当たることができると考えております。いずれにしましても、まずは来庁された方の相談に乗った上で、各種相談につなげて取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

今枝和子君。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

福祉に関しては、それぞれの相談窓口で、まずは全て相談に乗ってもらえ、窓口の向こう側で連

携をしていただけるということでした。相談の内容によっては福祉関係でないこともございますので、できればこの事業を前向きに御検討していただけることを願いたいところではございますが、まずは相談後も相談者の状況を継続的に注視していただいて、一人一人に寄り添った伴走的な支援をしていただきますようよろしくお願い申し上げます。

では、次の質問に移ります。

次に、高齢者世帯のごみ出し支援についてお尋ねをいたします。

この課題は、平成31年3月に一般質問をさせていただいております。高齢者世帯のごみ出し支援は、高齢者のその世帯に食事を届けるとか、住宅医療を届けることなどと同じくらい生活に不可欠なことだと言っても過言ではないとの思いから、本市において支援に向けてのお考えを、私がお尋ねをいたしました。そしてそのときの御答弁は、高齢者の関係部局とも連携を図り、ニーズの把握に努めるなどにより、支援の方法等を調査、研究してまいりたいと考えておりますということでした。

そこで、その進捗状況についてお尋ねをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を久富市民環境部長に求めます。

久富部長。

○市民環境部長（久富和浩君）

それでは、高齢者のごみ出し支援に係る支援の方法等の進捗状況についてお答えをいたします。

昨年3月の一般質問での答弁以降、高齢者や障がい者で生ごみ等の可燃物の運搬に支障のある家庭を対象にごみ出し支援を行うため、全国の市町村の支援状況を調査、研究をし、現在実施に向けて検討しております。

支援の方法といたしましては、市が運営主体となり委託業者等が個別に収集する直接支援型、それから自治会等の支援団体や地域の協力者等がごみステーションへ搬出するコミュニティー支援型や、社会福祉協議会や訪問介護ヘルパー等がごみ出しを行う福祉サービス一環型の大きく3つの方法があります。

今後は、支援の方法や対象者、料金の問題など、ごみ出し支援の仕組みについて検討をしてまいります。

〔2番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

今枝和子君。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

実施に向けて検討しているとの御答弁で、大変うれしく思います。

では、具体的に事業実施のめどをいつ頃と想定されておみえなのか、再質問をお願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

久富部長。

○市民環境部長（久富和浩君）

先ほどの答弁で、支援の方法として3つの方法があると申し上げましたが、本市といたしましてはごみ出し支援のほか、高齢者の見守りや安否確認が期待できるメリットもあることから、自治会等の支援団体や地域の支援者がごみステーションへ搬出するコミュニティー支援型が望ましいと現在考えております。

具体的には、あらかじめ登録していただいたボランティア支援員がごみ出し支援を行い、その活動に対し景品へ交換可能なポイントを付与するといった仕組みを現在検討しております。また、導入の時期につきましては、要綱整備や具体的な内容を詰める必要があるため、令和4年度の運用開始を目指しております。

〔2番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

今枝和子君。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

本当にこれをお聞きになっている高齢の方は安心されると思います。令和4年度を楽しみにしております。

次の質問ですが、この今お聞きした進捗状況によっては、総務省が5割の措置を講じていることから、この事業実施への見解をお尋ねするものでしたが、今、実施予定が令和4年度との御答弁をいただきましたので割愛をさせていただきます。

次の質問に移らせていただきます。

次に、段ボールコンポストについてお尋ねをいたします。

段ボールコンポストは、段ボール箱を利用した生ごみ処理容器で、微生物の力によって生ごみを分解し、堆肥を作るものです。一般家庭から出るごみの中では、生ごみの占める割合は高く、生ごみが少なくなればごみ袋は随分軽くなります。ごみ袋が軽くなれば、御高齢の方のごみ出し負担が大きく軽減できます。またさらに、ごみの処理量の削減ともなり、環境に優しいものです。段ボールコンポストは誰にでも手軽で使いやすく、その普及は様々な面から有効であると考えますがいかがでしょうか。見解をお尋ねいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を久富市民環境部長に求めます。

久富部長。

○市民環境部長（久富和浩君）

段ボールコンポスト普及への見解についてお答えをいたします。

新型コロナウイルスの影響で自炊する人が増える中、生ごみを減らす方法の一つとして段ボール

コンポストが見直されてきており、家庭から発生する生ごみを家庭で土に返らせる方法として注目されております。

県内でも、段ボールコンポストの購入費に対し補助金を支給したり、窓口で安く販売するなど普及に取り組む自治体が増えてきております。本市におきましても、年々増加する生ごみを減らすために段ボールコンポストの普及は必要であると考えておりまして、まずは来年度、市民の皆様に試験的に使用していただき、御意見等をいただいた上で事業化について判断してまいります。

〔2番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

今枝和子君。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

段ボールコンポストの普及については必要であるとの共通認識をさせていただきました。事業化におきましても、前向きに御検討いただきますようよろしくお願いいたします。

では、最後の質問に移ります。

マンホールトイレについてお尋ねをいたします。

災害時の避難所生活の中で、困ったことの上位にいつも上げられるのがトイレ問題です。必要な数の確保の問題、停電・断水したときの対応、高齢者や障がいをお持ちの方が利用しやすいかなど様々な問題がございますが、本市においてはこのトイレ問題でどのようなことが想定されるとお考えか、お聞かせください。お願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、災害時のトイレ問題ということで想定される内容についてお答えをさせていただきます。

避難所におけるトイレ問題につきましては、水洗トイレが機能しなくなり、し尿が滞ることにより、感染症や害虫の発生が懸念されます。議員御指摘のとおり、トイレが不衛生であるため不快な思いをする避難者が増え、トイレを我慢することが水分や食料を控えることにつながり、栄養状態の悪化や脱水症状、エコノミー症候群の健康障害を引き起こすおそれがあると考えております。また、足腰の弱い高齢者や障がいがある方にとっては、トイレの使用が極度に困難となるため、衛生環境の悪化は生命に関わるということも考えております。

このほかにも、避難者に応じた必要数の確保、プライバシーに配慮した男女の区別、女性用トイレを多く設置する、感染症予防のための手指消毒の徹底、避難者やボランティアによる定期的、継続的なトイレの清掃、し尿処理の方法など課題は多くございます。

こうした課題が多くございますことから、避難生活を送るに当たりまして、避難者に安心して清

潔なトイレを利用していただくために、トイレの衛生環境を整えることは重要でありますので、課題の解決に向け、必要な資機材の備蓄や整備等を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

今枝和子君。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

今、部長さんもおっしゃられました。これまでの災害時の被災者の声の中には、肉体的、精神的疲労を引き起こした要因として、断水でトイレを心配し水分を控えたという事例がたくさん紹介されております。

食べれば必ず排せつがあります。排せつがなければ健康な状態を維持することもできません。トイレに行く回数を減らすために水分や食事を制限したことにより、エコノミー症候群を発症したり、高齢の方だと脱水症状になり、そこから持病の悪化につながってしまいます。

東日本大震災では、このような震災関連死の多くが60歳以上の高齢者でありました。国土交通省と内閣府は先月23日に、災害時における避難所の環境整備を図るため、市町村にマンホールトイレの整備を検討するよう求める通知を出しております。マンホールトイレとは、下水道管路にあるマンホールの上に簡易トイレを置いてテントで覆って使用し、災害時において迅速にトイレ機能を確保するものです。

資料を添付してございますので御覧ください。

その図にありますように、排せつ物が直接下水道に流れていくため、臭いもなく衛生的であるほか、地面と段差なく設置ができることから、車椅子を利用する方々のバリアフリー対策として、また洋式であるため、高齢の方々にもとても有効なものです。また災害時に、仮設トイレがすぐに避難所に必要な数届くとは限りません。

避難者の健康維持及び避難所の環境整備を図るため、防災・安全交付金の活用ができるマンホールトイレの整備の必要を感じますが、見解をお聞かせください。お願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、マンホールトイレの整備の見解ということでございますが、災害時には避難所の既設トイレだけでなく、各小・中学校の防災備蓄倉庫の災害用簡易式トイレの使用や、災害応援協定によるレンタルでの仮設トイレの利用をすることになりますが、長期的に避難所を運営する場合には、トイレ不足や環境衛生の整備が課題になることは、先ほどお答えしたとおりでございます。

このような災害時における課題解決の対策といたしまして、災害用マンホールトイレは有効な対

策ではございますが、整備に当たりましては、下水道の整備区域で避難所付近に下水道管が埋設されていること、また避難所となる施設の平常時に支障を来さない敷地が確保できること、また停電対策や断水対策などの条件が必須となるとともに、地震災害で下水施設が被災した場合においては、施設の管路の復旧、あるいはマンホールポンプ等の電源確保など、施設の復旧が完了した後にマンホールトイレが使用可能となりますことから、被災直後は使用できないことも想定されておりますので、備蓄しております簡易式トイレとの併用が必要となります。

本市におきまして、防災・安全交付金、これは国土交通省の補助事業でございますが、補助率2分の1のものでございますが、この対象となる区域につきましては、公共下水道が整備されております本巢処理区と根尾処理区の2の処理区の区域でございますが、これらの区域には各地域の主要な指定避難所がございますが、それぞれ施設内の既設トイレの数や災害時に見込まれる避難者数等を考慮して、マンホールトイレ設置の可否や有用性、また費用対効果を検討する必要がございます。

またこのほか、農業集落排水事業で下水道が整備された区域につきましては、現在市内に全部で11処理区がございます。これにつきましても農山漁村地域整備交付金事業におきまして、同様のマンホールトイレの整備が対象となります。しかしながら、農業集落排水の処理区におきましては、1処理区当たり1か所が交付金事業の対象の上限でございます。処理区ごとにマンホールトイレの整備がより有効となるような指定避難所の選定も必要となってくるところでございます。

なお、他市の事例でございますが、避難所とされている14の小・中学校に1校当たり15基前後のマンホールトイレを5年間で設置し、その事業費につきましては約1億5,000万を要したという事例もございます。

いずれにいたしましても、マンホールトイレの整備につきましては、各指定避難所の状況やその有用性、また費用対効果などを調査、研究を行いまして今後検討してまいりたいというふうに考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

今枝和子君。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

避難所を開設するような事態があつてはいけません、万が一の被災時の避難所生活の質を保つためにはあらゆることへの備えがとても重要だと感じております。市民の安心・安全のために、避難所のさらなる整備を今後もよろしくお願い申し上げます。

以上で、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（黒田芳弘君）

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたしますので、よろしく願いいたします。

午前11時41分 休憩

○議長（黒田芳弘君）

再開をいたします。

続いて、3番 高田浩視君の発言を許します。

○3番（高田浩視君）

3年が過ぎました。この1年は特に庁舎問題、コロナ対策と、議員としての在り方に悩みました。本当に市民の安心・安全を守るため精いっぱい活動しているのか、市民の声を真摯に受け止めているのか、その努力をしてきたか、強く反省しています。議員としてしっかり意志を持って行動しなければならない、そういう思いでいっぱいです。

今議会では、感染者が急増する中、先を見据え、どうやって課題と取り組んだらよいかという思いで2点について質問させていただきます。

まず、事業者への支援についてです。

新型コロナウイルス感染症の感染者が増加しています。感染者の数は増加と減少を繰り返しています。事業者が営業活動を維持するためには、感染防止対策継続と新たな営業活動の展開が必要になっています。小規模事業者にとっては難しい判断を迫られています。今、事業者に的確な支援と助言を行う必要があると考えます。

では、1点目です。

それでは、事業者の現状はどうなっているのでしょうか。はっきり今数字で確認できるのは法人の申告ではないのでしょうか。今年度も8か月が経過しようとしています。法人の申告の状況が見えつつあるのではないのでしょうか。

法人市民税の収入額は、決算額で確認しますと29年度3億3,700万円、30年度3億4,100万円、元年3億9,200万円と、3年間を比較しますと着実に増加していました。今年度のこれまでの法人市民税の申告の状況について確認できることをお尋ねします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、今年の法人の申告状況ということでお答えをさせていただきます。

令和2年10月末時点の法人申告の状況でございますが、申告による調定額は2億36万5,600円で、延べ905法人でございます。参考までに、前年につきましては913法人、2億3,526万8,200円でございます。前々年につきましては903法人、2億205万7,300円という状況でございます。比率で申し上げますと、前々年につきましては同時期比にしまして0.83%の減、前年につきましては14.84%の減収となっておりますが、前年が14.84%でございますが、この要因といたしましては、主に税率の改正によるものと考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高田浩視君。

○3番（高田浩視君）

分かりました。

では、2点目です。

まずは、感染予防対策です。

市内に店舗、工場、または事業所などを有する事業者が新型コロナウイルス感染防止対策を実施した際の費用の一部を助成するという事業が10月から開始されています。近隣市町においても、金額や対象は異なりますが、同じような施策が実施されています。事業者にとって金銭的支援も大いに助かりますが、具体的に対象を絞って助成することで事業者の行うべき課題を導くことになると思います。この新型コロナウイルス感染防止対策支援助成金の受付、相談状況についてお尋ねします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、新型コロナウイルス感染防止対策事業者支援助成金につきまして、市内の事業者が新型コロナウイルス感染防止対策に講じた施設、設備改修や備品、衛生用品の購入費の一部を助成し、市内事業者のコロナ対策を加速させるとともに、市民が安全に安心して店舗に入ることができる環境整備を推進することを目的としております。

対象となる事業者は、市内の事業者でコロナ対策を講じ、県が発行する新型コロナウイルス対策実施店舗向けステッカーの交付を受けた事業者になります。

助成の内容につきましては、事業所の施設または設備改修に要した経費に対し、2分の1を上限に20万円まで助成するものと、備品、衛生用品等を購入した経費に対し、10割を上限に5万円までを助成しております。

受付状況になりますが、10月1日から開始し、11月18日までにおいて43件の事業所から申請があり、総額345万円を助成いたしました。

主な内容ですが、施設設備改修につきましては飛沫防止用のアクリル板の設置や、トイレなどの蛇口を非接触型の自動水栓に変えたケースが多く、備品等では、手袋やマスク、消毒液、空気清浄機などを購入するケースが見受けられました。

今回、この助成事業を活用された事業所につきましては、飲食店以外にも土木業、医療関係、美容院など、また中小企業から個人事業者まで幅広く活用していただいております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高田浩視君。

○3番（高田浩視君）

少しこれに関して確認をしたいんですが、再質問ですね。

店舗や事業所において感染対策が徹底されていないと感じるときがあります。費用の助成とは直接関係ありませんが、座席の消毒、飛沫防止対策、検温等、大丈夫かなあと感じる事例があります。費用を助成する際は写真や納品書で確認が行われるようですが、その後の運用の確認はどうでしょうか。市としてはこれらの費用を助成する以上、確かに対策が実行されていることを現地で確認し、指導する必要があるのではないのでしょうか。お尋ねします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

原部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、助成後の検査方法等ということでの御質問に対してお答えさせていただきます。

助成金の申請時につきましては、先ほど高田議員がおっしゃられたように納品書や領収書、それから写真などによりまして、まずは書類検査によりヒアリングを行いまして、適切な申請であるかを確認し、助成金の交付となっております。

助成金交付後につきましては、今後、中小企業や個人事業者別、さらには飲食など業種別にランダムに事業者を選定し、職員が事業所に出向きまして現地検査を実施して、助成金の使い方につきまして検査をしていきたいというふうを考えております。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高田浩視君。

○3番（高田浩視君）

分かりました。

一つのクラスターを出したらどうなるでしょうか。他の市町の例を見れば明らかです。市全体の事業者が悪影響を与えることは明らかです。市を挙げて感染予防対策に強く取り組むことが、結果として事業者の支援につながるはずですが。この助成制度のさらなる活用のために努力していただくことをお願いします。

3項目めです。

現在の新型コロナウイルスに係る国内の状況は、Go Toトラベル、Go Toイートですか、による経済活動優先の状況にかじを切ったところ、その影響もあるのでしょうか、気候的要因でしょうか、今まさに感染者数が激増しています。事業者はそれぞれ新しい対策を施し、以前のような営業活動を再開し始めたところでしょうか。今、事業者の方はどうすればいいのでしょうか。日に日に状況が変化しているようです。現在の状況の中、今後の小規模事業者への支援はどうしていくの

かお尋ねします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

新型コロナウイルスの影響を受けた事業者に対する支援といたしましては、国の持続化給付金や、雇用調整助成金、県の休業協力要請に全面的に協力された事業者に対し、一律50万円が支給された新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金のほか、売上げが減少し経営に支障を来している中小企業者が金融機関から有利な融資を受けられるセーフティネット保証・危機関連保証制度などがあります。

本市の市内事業者に対する支援といたしましては、国の雇用調整助成金につきましては、国が保障されない部分を市が本県市中小企業雇用調整助成事業費補助金として上乘せ補助を行うもので、11月17日までに2つの企業から申請があり、それぞれ50万円を助成しております。県の新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金につきましては、事業者へ支給された協力金50万円に対し、市が3分の1を負担するもので、協力金の支給を受けた事業者数は9月末現在の数値ではございますが224件となっております。また、セーフティネット保証・危機関連保証制度につきましては、市は申込み受付と認定事務を行っており、新型コロナウイルスの影響が出始めた3月から10月末までに249件の認定を行っております。また、新型コロナウイルス感染防止を行った市内事業者に対する新型コロナウイルス感染防止対策事業者支援助成金につきましては、先ほどお答えをいたしましたとおりでございます。

さらに、新型コロナウイルスの影響により大きく落ち込んだ経済の回復と、市内事業者の事業継続と雇用継続を図るため、4,000円分のプレミアムを付与したプレミアム付商品券を販売する経費として1億9,760万2,000円を市商工会へ補助金として交付し、3万8,365冊の商品券を販売しておりますので、全て使用されますと本市への経済波及効果は5億7,000万円に上り、国や県の制度では補えない部分を支援しているところでございます。

今後は、新型コロナの感染状況や、国や県が行う新型コロナ対策の動向を注視しつつ、市といたしましてもその支援に併せて小規模事業者に対する支援を行ってまいりたいと考えております。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高田浩視君。

○3番（高田浩視君）

再質問ですね。今、商品券の販売ベースで予想される経済効果です。現実には商品券が使用されないと経済効果は生まれないのではないのでしょうか。商品券の使用状況、換金状況について確認で

きていることをお尋ねします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

原部長。

○産業建設部長（原 誠君）

御質問のプレミアム付商品券の換金状況ということでございますが、10月末現在の換金の状況でございますが、先ほども申しましたが、現在5億7,547万5,000円を販売しておりますが、換金がありましたのは10月末現在で換金額が1億6,623万5,000円、率で申しますと28.9%の換金率でございます。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高田浩視君。

○3番（高田浩視君）

再質問も兼ねていますが、商品券が使われるような取組に対し助成していく必要があると思います。事業者、商工会などと一体になって商品券が使われるような取組を導き出すことが支援となるのではないのでしょうか。

それと、市内の小規模事業者への支援は、その多くは商工会を通じて行われていると理解しています。2年度は3,400万円ですかね、の予算が組まれていると思います。事業を対象として交付されている補助金もあると思うんですが、事業ができないと確定した場合には、その補助金の活用はどうなっていくのかお伺いします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問に対する答弁を担当部長に求めます。

原部長。

○産業建設部長（原 誠君）

今年度、商工会がそういったイベント等ができなかった経費についてはどうするかということでございます。

その件につきまして、商工会につきましては、現在、例年ですともとまる元気なまちフェアというようなフェアを開催して、そういった事業を行っておりますが、こういったイベントが今年度は中止になるということをお聞きしております。その代わり、イベントを自粛した代わりに、市内事業者の支援としてそういったSNSを活用した本巣市商工会員事業者情報サイトというものを新規でウェブサイトを立ち上げ、取り組んでいくというような形で、そういった事業に変更をして活用されるということをお聞きしておりますので、そういったことで今後商工会が、あくまでも商工会の補助事業の目的に沿った補助金が使われるということでございますので、そういった形で市としても支援をしていくということでございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高田浩視君。

○3番（高田浩視君）

じゃあ、次です。4項目めです。

本巢市まち・ひと・しごと創生総合戦略の効果検証が行われています。基本目標、新しいふるさとづくりの中に大垣地域経済戦略推進事業があります。令和元年度予算額15万円の事業です。外部評価を確認します。

総合戦略のK P I、重要業績評価指標達成に有効であった。少ない予算ではあるが、本市の事業者相談数は多く、よく利用されている。得られた能力の可視化に努め、引き続き頑張ってくださいとの評価です。この大垣地域経済戦略推進事業の現状についてお尋ねします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、大垣地域経済戦略推進事業の現状についてお答えさせていただきます。

大垣地域経済戦略推進事業につきましては、西美濃地域の3市9町が連携し、平成30年7月4日に大垣市情報工房2階に開設された大垣ビジネスサポートセンター、通称ガキビズでございますが、を拠点にいたしまして、西濃地域の中小事業者を中心に、情報発信や販路開拓、新商品の開発、サービスなど、売上げ向上に重点を置いた具体的なアイデアの提案と、提案後のきめ細かいフォロー、継続的なフォローによる伴走型支援を行っております。ガキビズでは、こうした経営の悩みを無料で相談できることから多くの事業者が利用されており、西美濃地域全体の相談件数は開設から2年3か月で延べ4,000件に達し、本市においても延べ189の事業者が経営相談を受けられました。

また、今年度につきましては、コロナ禍で大人数での会議や講演会の開催が困難なことから、パソコンやスマートフォンなどオンラインによるZ o o mの使い方セミナーや、SNSを活用した販路開拓セミナー、またコロナ時代に向けた強いお店の作り方講習など、ウイズコロナ、アフターコロナを見据えた各種セミナーや講習会などを開催し、中小事業者への支援を行っているところでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高田浩視君。

○3番（高田浩視君）

今、本市においても延べ189とありましたが、これは相談事業者数の数なのかどうか、ちょっと確認をしたいのと、このいわゆるガキビズは大垣のスイトピアセンターの隣、大垣市の情報工房にあります。ここへ市内の業者が相談を受けるきっかけというのはどこにあったのか、もし分かるようでしたらお尋ねしたいんですが、お願いします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

原部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それではまず、経営相談を受けた先ほどの189の内訳ということでございます。

本市でガキビズの経営相談をされた事業者数はこの189のうち、事業者数では38事業者で、延べの回数として189件ということで御理解をいただきたいと思えます。

また、今回のこういった情報のどうしてそういったものを活用されるか、周知等につきましてでございますが、先ほど高田議員からもありましたように、大垣サポートセンターにつきましては大垣にありまして、そこでまずこのビジネスサポートセンターの中にホームページがございます。また本市のホームページ、またチラシ、また産業経済課、市商工会にもそういったチラシを置いておりますので、そういったもので、詳しくは分かりませんがそういったものを見られて相談されたということかと思えます。また、こういった申込みにつきましては予約制となっております、申込み方法につきましてもホームページからオンラインで直接申し込む方法と、それからガキビズに直接電話もしくはファクスで申込みが可能だということもございまして、または先ほどのチラシの中にQRコードがありますので、これをスマホで読み取って、スマホでも読み込みができるということで手軽にそういった申込み方法等があるということがありますが、詳しくは分かりませんがそういった方法でいろいろなことでアクセスができたということだと思えます。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高田浩視君。

○3番（高田浩視君）

5点目です。

ガキビズについては、このような取組をぜひ本巣市でもと、たしか30年の9月の議会で質問させていただきました。その施策は、本巣市のような産業規模ではその需要も、さらにその財政規模では運営も難しいと理解しました。大垣地域経済戦略推進事業の枠組みを活用していくということだったと理解しています。その効果に対する評価は高いようです。

小規模事業者の方はこのコロナ禍の今、何をしたいのか本当に困っています。本巣市の小規模事業者をさらにこのガキビズにつなげることが有効ではありませんか。このガキビズに係る施策を拡充していくことが有効ではありませんか。お尋ねします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

大垣地域経済戦略推進事業につきましては、ガキビズを拠点に中小事業者向けの無料経営相談や、各種セミナー、講習会等を行っており、本市も事業の運営経費といたしまして年間15万円を負担しているところでございます。

御質問の大垣地域経済戦略推進事業の拡充についてでございますが、コロナ禍で苦しい経営状況が続く中小企業におかれましては、無料経営相談の充実を行い、コロナ禍においても新たに創業を考えられている方に対する相談セミナーの実施が求められております。

今後につきましては、相談件数が多いガキビズの強みを活かして、ビジネスマッチング機能の強化を図るとともに、西美濃地域という広いエリアの事業者に対しきめ細かな支援をするため、今年12月からガキビズの相談員が各自治体へ出向いて無料経営相談会を開催されますので、今後、市の広報紙や市の公式ホームページ等により周知を図ってまいりたいと考えております。

また、中小事業者からさらなる支援の拡充を求める要望がございましたら、大垣地域経済戦略推進協議会の会員でもある本市といたしまして、協議会に対し要望してまいりたいと考えております。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高田浩視君。

○3番（高田浩視君）

12月から相談員が各自治体に出向いて無料相談会を実施するということですね。コロナ禍ということを考えても従来と違った新しい取組が不可欠と考えます。小規模事業者の方は何をしたいのか分かりません。売上げの増加に結びつくアドバイスを求めています。この効果が高いと評価されている施策と本巣市の事業者をさらに確実に結びつける努力をお願いします。

続いて、大きな2点目です。

関係人口の創出ということでお願いをしてあります。

新型コロナウイルス感染症が収まらない中、今ウイズコロナの生活様式が求められ、私たちは今までと異なった生活様式や働き方が不可欠のようです。東京一極集中による東京の住みにくさが注目されています。そこで、地方が注目され、人口減少に悩む地方にとってチャンスと言われています。本巣市もこの動向に着目し、積極的に取り組む必要があると考えます。

1点目です。

人口減少がじわじわと進んでいます。まず、近年の本巣市の人口動向についてお尋ねします。さらに、学校卒業時年齢の人口動向についてもお尋ねします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を洞口企画部長に求めます。

洞口部長。

○企画部長（洞口博行君）

それでは、近年の人口動向についてお答えをさせていただきます。

本市の人口動向につきましては、国勢調査によりますと、2010年の3万5,047人をピークに減少し、2015年には3万3,995人となっており、5年間でおよそ1,050人の減少が見られる状況でございます。

次に、学校卒業時年齢の人口動向についてでございますが、2015年の国勢調査の5歳階級ごとの転出入による移動人口の集計を見ますと、15歳から19歳では転入者が305人で転出者が160人と145人の転入超過となっております。これは、岐阜工業高等専門学校や岐阜第一高等学校の学生寮へ入寮される学生が多くいるものと想定をされます。

一方、二十歳から24歳では、転入者数は183人に対しまして転出者は478人と、295人の転出超過になっており、他の世代に比べこの世代の転出超過が顕著となっている現状であります。

こうしたことから、本市の場合、高校卒業時よりも大学等の卒業後、就職を機に本市を転出される方が多いものというふうに考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高田浩視君。

○3番（高田浩視君）

5年前の国勢調査のデータということで、10年前から5年前までの動きですね。背景はかなり変化していると思います。ちょっと乱暴な考え方ですが、15歳から19歳といいますと高校生という年齢なので在学中に移動することは少ないでしょう。転入者は寮の入寮者等であろうということ。5年前は第一高校も共学になったばかりの時期なので、転出者はほぼ高校卒業時の流出ではないでしょうか。二十歳から24歳でも、転出者は前の時期の反動の転出、いわゆる寮とかの転出と考えると、5年平均でそれぞれ学校卒業時に市内全体において毎年1クラス分の転出者が出ているとも考えられるのではないかと私は勝手に判断をしたんですけど、さらに私にとって驚きは、この上の世代で新たに今、上の世代で、二十歳から24歳で転入者が183名とありましたが、この世代で新たに毎年5で割ると毎年1クラス分の転入者がいるということですね。下の世代の転出者が戻ってきたのでしょうか。新たな転入者でしょうか。とても明るいと思います。

お話にあったように、いずれにしましても、この年齢の流出者をいかにとどめるか、市内に進めってもらうか。さらに一旦流出した市民を再度本巣市に住んでもらうかが課題ではないでしょうか。

2点目です。

そこで、今議会の市長の行政報告にもありました。関係人口の創出や移住者を増やしていけるよう官民連携で取り組んでいきますと。2020年からの第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の重点施策の一つに、地方への人、資金の流れを強化するとあります。その中に将来的な地方移住につながる関係人口の創出拡大があります。関係人口に関連する取組としては、サテライトオフィス、二地域居住、サテライトキャンパス、地方創生インターンシップ、子どもの農村・漁村体験などがあり、都会の人たちにより多く本巣市のファンになってもらうことや、兼業や副業として本巣市に関わる仕事をつくっていくことを提起しています。このウイズコロナの中、目指す関係人口の創出の

取組についてお尋ねします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を洞口企画部長に求めます。

洞口部長。

○企画部長（洞口博行君）

それでは、関係人口の創出の取組についてお答えをさせていただきます。

関係人口とは、移住した定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもない、地域と多様に関わる人々を指すものであり、人口減少によって地域の担い手不足という課題に直面をする中、関係人口と呼ばれる地域外の人材がその担い手となることが期待をされております。

本市の関係人口の創出の取組といたしましては、まず、地方創生事業によりまして整備しました小さな拠点施設「G I D S（ギッズ）」におきまして、現在は関係人口創出事業といたしまして、シェアオフィスの運営や、デザイナーなど物を創り出す人を招聘して、当施設に滞在をさせ、地域資源を生かしたプロダクトを制作する滞在デザイナー制度などを実施し、関係人口の創出につながる取組を進めているところでございます。

特に滞在デザイナーにつきましては、これまでにグラフィックデザイナーや花火師、ダンサー、音楽家、イラスト作家など様々な経歴やスキルを持った延べ6名の方々に滞在いただいております。1人につき最長6か月の滞在期間を設定しているのですが、滞在期間が終了した後も多様な形で地域に関わり続けていただくケースが増えており、この取組が関係人口の創出につながることを確信しているところでございます。

さらに、市民協働の推進拠点でありますまわる市民協働におきましても、本市を中心とした広域圏市民大学でありますよだかの学校の取組を通しまして、外部人材が主体となった市民ワークショップが開催されるなど、関係人口の創出と、その定着につながる取組が進みつつあるところでございます。

今後も、これらの取組を継続し、地域づくりの担い手となります関係人口の創出に努めてまいりたいというふうに考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高田浩視君。

○3番（高田浩視君）

コロナ禍だからこそ注目される、必要とされる取組があるはずですが。そういった取組を新たに見いだして挑戦していただきたいと思います。

3点目です。

10月12日に、岐阜市のデザイン会社とシティプロモーション事業推進に関する連携協定が締結されています。これは魅力発信事業ですね。本市の魅力を創出し、市内外に対して効果的に訴求することで、ひと・もの・ことなどの地域資源を活用可能にして、地域の持続的な発展を目指す事業で

す。新たにブランド戦略推進が加わりました。市民に共感が得られ、オール本巢で活用可能なブランドメッセージや、ブランドロゴなどの作成を行います。活動を通してシティプロモーションの方針を見だし、魅力あるまちづくりの基盤をつくります。この魅力発信事業は、もとまるを活用することで郷土愛の醸成を図ることに重きを置いてきたと思います。新たに加わったブランド戦略です。若い世代には響くと思います。シティプロモーション事業推進に関する連携協定の効果について伺います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を洞口企画部長に求めます。

洞口部長。

○企画部長（洞口博行君）

それでは、お答えをさせていただきます。

本市では、10月12日にシティプロモーションを推進するための一つ的手段といたしまして、若い世代に好感度の高いメディアを手がけ、東京でアンテナショップ、岐阜ホールを運営しておりますデザイン会社、株式会社リトルクリエイティブセンターとシティプロモーション事業推進に関する連携協定書を締結させていただいたところでございます。

早速、同社が岐阜ホールを拠点として都内を中心に発行しておりますフリーペーパーに本市の記事を掲載いただいたほか、同社が手がけますウェブマガジンにも同様の記事を掲載させていただいたところでございます。

さらに、10月24日と25日に千葉県内のイオンモールで行われた物産展におきまして、同社が岐阜県のブースを手がけられていたことから、連携協定により本市のふるさと納税についてPRをしていただいたところでございまして、一定の効果があつたものと考えております。

また、同社と同様の連携協定を結んでおります各務原市や関市とも連携をいたしまして、同社が手がけておりますユーチューブチャンネルで魅力発信を行うことも予定しているところでございます。

今後も、まちの魅力を掘り下げて、それを都市圏のみならず、市内、県内においても積極的に発信できるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高田浩視君。

○3番（高田浩視君）

もう少しお聞きします。

まちの魅力を掘り下げる、まちの魅力とありましたが、この委託先はどうやってまちの魅力を掘り下げていくつもりなのかちょっとお聞きしたいのですが、お願いします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

洞口部長。

○企画部長（洞口博行君）

それでは、お答えをさせていただきます。

この連携協定を結びました業者ではございませんが、市がどういうことでまちの魅力を捉えるかということにつきましては、総合計画など計画策定時のアンケートによりまして、市民が感じております満足度などの比率によりましてどこに魅力があるかというものを把握しておるところでございます。

また、魅力を掘り下げることにつきましては、計画策定時に行うワークショップなどで意見をいろいろ聞くことにより、市の強みなどの意見交換の中でその辺りを把握したりとか、まちづくり提案で記載のあった本巢市の好きなおところがどこかというようなところで把握をしているというようなところでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高田浩視君。

○3番（高田浩視君）

今、全国といいますか、国内において職員がユーチューブに出演し、自治体の魅力を発信している取組もあるようです。委託先に任せるだけでなく、職員、市民と一体となって本巢市独自の新しいアイデアを出し合い、魅力発信に取り組んでいただきたいと思います。

4点目です。

本巢学推進事業があります。この事業は、本巢市への理解を深めるとともに、将来にわたって本巢市に住み続けることや、進学を機に転出しても、就職や転職を機にU・Jターンして本巢に住むというイメージを膨らませることが目的です。私は大いに期待しています。本巢学推進事業の現状についてお尋ねします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を洞口企画部長に求めます。

洞口部長。

○企画部長（洞口博行君）

それでは、お答えをさせていただきます。

本巢学推進事業につきましては、昨年度、本巢松陽高校、岐阜第一高校、岐阜高専の市内3校と、岐阜農林高校の計4校に在籍をいたします2年生の生徒全員に対しまして、地域課題への理解を深め、自らの進路を切り開く主体的な人格形成の一助になるための地域探究学習用の冊子として、「みらいをつくる本巢学」と題した冊子を制作し、配付をさせていただいたところでございます。

今年度はこの冊子をテキストにいたしまして、市職員が講師を務める授業を7月4日に岐阜第一高校で、10月1日には本巢松陽高校で実施をいたしまして、高校生が地域課題を考え、その課題を解決するためのアイデアを考えるワークショップに取り組んだところでございます。

さらに、両校では地域課題探求活動といたしまして、この学習を継続し、来年2月末までに活動成果を発表する予定となっております。行政や地域が側面的なサポートをする形で、生徒たちが主体となった探究活動が継続されているところでございます。

しかし、これらは単年で成果が現れるものではございませんので、今後もこの取組を継続し、「本巣学」という地域と未来を題材にいたしました学びを展開していくことで、人生100年時代を自分らしく生きていける子どもたちをオール本巣で育てていく流れをつくってまいりたいというふうに考えております。

[3番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

高田浩視君。

○3番（高田浩視君）

もう少し、ちょっとお聞きします。

今、高校生がその地域課題を考え、その解決するためのアイデアを考えるワークショップに取り組んだとありましたが、その内容を少し紹介していただくわけにはいきませんか。お尋ねします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

洞口部長。

○企画部長（洞口博行君）

それでは、お答えをさせていただきます。

今年の7月4日と10月1日に行いましたみらいをつくる本巣学では、生徒114名が参加をいたしまして、人口減少時代を生きるためにすべきアイデアということとしましてワークショップを行いました。その中の意見といたしまして、「若い自分たちが結婚について今から考えるようにしたい」、また「人が少なくなっているからこそ、つながりを密にした助け合えるコミュニティづくりがしやすくなるため、その仕組みを考えたい」、「人口は減るからこそ隣近所の助け合いのコミュニティづくりが必要」、「地域を盛り上げる必要があるが、内部人材ではなく外部人材も重要である」というような意見の発表があったところでございます。

[3番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

高田浩視君。

○3番（高田浩視君）

大変貴重な、しっかりとしたワークショップが開かれている。高校生にとってその地域課題というのは、自分たちが住み続けるために解決しなければならない課題ではないでしょうか。自分の手で住みやすいまちにしていく取組だと思います。本巣市で生まれ育った子どもたちが本巣市を嫌いになっては始まりません。少なくとも、どこで暮らしてもいつまでも本巣市のファンであり続ける

ことが大切です。すぐには効果は出ないでしょうが、時代の動向を注視しながら方法を考慮し、取り組んでいただきたいと思います。

最後の質問です。

私は議員になり、東京で開催される政経セミナーというセミナーに4年続けて参加しています。最初は当選間もない時期に黒田議長、大西議員、若原議員に誘っていただき参加しました。今年は河村議員と参加しています。私にとって、このセミナーは特別で有意義で貴重なものです。このセミナーは、政治を志す学生の力を借り実行されています。セミナーを通してこの学生たちと意見交換を行っています。地方から東京へ出て学んでいる学生たちの地方に対する強い思いなど、貴重な意見を聞くことができます。地方の様々な政策についても学び、しっかりとした知識を持っています。学生とともに取り組むことや、学生の意見を取り切れる施策を行うことが有効ではありませんか。お尋ねします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を洞口企画部長に求めます。

洞口部長。

○企画部長（洞口博行君）

それでは、お答えをさせていただきます。

学生と協働した取組といたしましては、岐阜農林高校の生徒が中心となったまくわうり広め隊の取組がございます。この取組は、本市の飛騨・美濃伝統野菜でありますまくわうりを活用しまして、そのブランド力の向上や、商品開発を進めることで市の特産品としての活用を広げ、将来的には地域での産業化を目指していくものでございます。これまでに、まくわうりアイスはもちろんのこと、市内企業とのコラボ商品を多数開発されているほか、まくわうりグルメフェアやレシピコンテストを開催されるなど、高校生の元気と若さあふれる行動力と、その柔軟な発想により、効果の高い普及活動が展開されております。

また、算数・数学検定楽校や算数・数学甲子園では、岐阜高専、岐阜第一高校、本巣松陽高校、岐山高校の生徒に学習支援や問題作成をしていただいているほか、岐阜農林高校の生徒には、船来山古墳の測量調査の実施や、古墳群の活用を考えるワークショップでアイデアをいただくなど、幅広い分野で協働をさせていただいているところでございます。

そのほかにも、現在、策定を進めております総合計画の後期基本計画において、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止といたしました市民ワークショップの代わりといたしましてまちづくり提案を募集し、多くの中学生から本巣市の好きなおとろや未来の姿などの提案をいただいたほか、昨年度策定した総合戦略においても、市内の3つの高校に通う高校生を対象にアンケート調査を実施いたしまして、それらでいただいた御意見を参考にしながら、各種政策の中に取り入れているところでございます。

議員御指摘のとおり、学生とともに取り組むことや、学生の意見を取り入れる施策を行うことは、まちづくりにとっても、学生の成長にとっても、共に有効であると考えております。今後も多様な

分野で学生と協働し、相乗効果のある取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

[3番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

高田浩視君。

○3番（高田浩視君）

最後は要望ということでお願いをしたいのですが、本巢市では地域の高校生を中心に取り組んでいるということですね。確かにそれも大事ですが、大学生です。国内のいろんな大学で地方の政策を研究し、一緒になって地域の課題に取り組んでいる事例が多々あります。学生向けに政策コンペを実施している自治体もあります。本巢市から都会に出て行った大学生が大学での勉強を通し、ふるさと本巢市の魅力発見や課題に取り組む。地方から東京に集まった学生が縁やゆかりもない本巢市の魅力発見や問題解決に取り組む。その取組を通して本巢市のファンになってもらう。彼らがそれを発信することでまたさらに新たなファンが生まれる。こんな取組はどうでしょうか。お願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○議長（黒田芳弘君）

ここで暫時休憩といたします。

再開を2時5分といたしますので、よろしく申し上げます。

午後1時53分 休憩

午後2時05分 再開

○議長（黒田芳弘君）

再開をいたします。

続きまして、4番 寺町茂君の発言を許します。

○4番（寺町 茂君）

通告書に従って質問させていただきます。

1点目、学校教育について。

学校教育はGIGAスクール構想、小学校の教科担任制の導入など新しい局面を迎え、対応が迫られているところです。文部科学省からは、多様な子どもたちを誰一人取り残すことない、公正に個別最適化された学びや創造性を育む学びに寄与するもの、子どもたちが変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え、持続可能な社会のつくり手として予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成するものという位置づけでGIGAスクール構想を訴えておりますが、実際、保護者の方々からは、今回のタブレット導入に関して、一体どのような使い方をするのか、どんな教科で使うのか、悪用はされないのかという様々な声が届いております。

そういったことを含めて、1点目、タブレット端末が先行導入された地域の実績等を聞いてみま

すと、まず第1に指導者側の習熟度不足によって、うまくタブレットが使えない、もしくは教育は受けたものの実践に欠けたために、やはり授業でうまく導入できない、そんなような事例を聞いております。指導者に対してのこういったタブレットに対する知識、それから使用法、こういったことの指導に関して、本市においてどのような事前研修をされているのか、教育長にお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

○教育長（川治秀輝君）

タブレット端末導入に関する教員研修の状況についてお答えします。

新型コロナウイルスによる学校の長期臨時休業を受けて、学びの保障の観点から、急速にGIGAスクール構想が進みました。それを受け、本市では2つの仕組みを構築して、教員の指導力向上の取組を進めています。

1つ目は、以前から全小・中学校に位置づけてあります情報主任に加え、校内で情報にたけた教員を新たに情報教育推進委員として任命し、毎月委員会を開催して、その普及や活用の仕方について研修を進めております。推進委員は、研修内容を職員会議で全職員に伝え、実施に向けての方針や方法等について周知を図っているところです。

2つ目は、全ての教員がタブレットを具体的に活用及び指導ができるよう、教育委員会に配置している情報教育推進指導員が各学校に出向いて、直接タブレットを用いて研修を行っています。

この2種類の研修の仕組みを活用し、8月までにタブレットを使ったオンラインドリルの使い方の研修と、岐阜大学の准教授の協力の下、オンライン授業実施に向けた研修も行ったところです。各学校では、それらの研修を生かし、臨時休業中に家にある端末を使ったオンラインドリルの使い方を家庭に伝えたり、休業明けに職員室と教室を結んだオンラインでリモート集会や朝の会などを行ったりしております。

また、本市は他市に先駆けて電子黒板やデジタル教科書の導入をしております。導入時は、果たしてそれらの機器が使いこなせるか多少の不安はありましたが、現在では全ての教職員が100%使いこなしています。

これと同様に、今後も情報教育推進委員会を定期的で開催し、さらには情報教育指導員が出向いてタブレット端末の基本的な使い方を普及するだけでなく、一人一人の思考を深め、協働的な学びを支える学習活動支援ソフトの使い方などについて段階的に研修を積み重ねてまいります。タブレット整備後は、今まで大切にしてきた学びに加え、デジタルならではの学びをスムーズに実現させていきたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

寺町茂君。

○4番（寺町 茂君）

非常に綿密な事前研修がされているというようなお話をお伺いしました。

他市町でも導入されたところ、研修をされたということも聞いておりますけれども、実際に実演研修などがされておらずに実際の場面に当たったときに不具合があったというようなお話も聞いておりますけれども、その研修の中で、その委員さん間とか、もしくは子どもが加わったりして実践的な研修がされたのかどうか、ちょっと再質問をお願いします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

まず、タブレットについては先行的に根尾地域を中心に進めております。そこで子どもを交えた実際にタブレットを使った授業も展開しておりますし、そういったことも全小・中学校に周知を図っております。

また、先ほど話をさせていただいたように、新たな使い方についても、もう既に職員室と教室を結んで実際にやってみるとか、実体験というか実習を中心に行っていますので、先生方はきっとうまく使いこなしていけるという、今確信を持っております。以上です。

[4番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

寺町茂君。

○4番（寺町 茂君）

実践形式の研修をされたということで、安心しました。ただし、導入後も委員会を毎月開催されているというようなお話を聞きましたが、経過等についての協議等を行っていただけたらということをお願いしたいと思います。

じゃあ、2点目ですが、実際に児童・生徒にタブレット端末が配付されたとき、このオンライン授業の構想はどのようにお考えですか。

オンライン授業における学習を支援する教材、それから動画等も使われることもあると思いますが、そういったものの選定、そしてセキュリティーに対して、保護者からは悪用されないのかというような声も届いておりますので、セキュリティーに対する徹底、そういったものに対する対処についてお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

オンライン授業の構想や教材選定等についてお答えいたします。

オンライン授業の構想といたしましては、大きく3つの学習方法を想定しております。

1つ目は、オンラインで担任や教科担任による各教科の通常授業を行います。教師が自宅にいる

子どもたち一人一人の表情を確かめ、発問や意見交流など、双方向性のある展開で学びを深め、授業を進める方法です。

2つ目は、コミュニケーションツールを生かした様々な学習サポートを行います。学習課題や必要な資料を教師から子どもたちのタブレットに送信したり、子どもから課題に対する自分の考えや質問をタブレットで書いて教師に送り、それを教師が見届け、助言したりする方法です。

3つ目は、タブレットを使ったオンラインドリルの活用です。一人一人の学習状況に応じ、自分で苦手な部分を類似問題で繰り返し学習したり、得意な分野で発展的な内容を選んだりするなど、その子に合った学習が可能で、その学習の履歴が家庭と学校で共有できる方法です。

教材につきましては、特に、双方向性があり、また個々の弱点を見つけ、その子に合った問題や説明を提示できる教材やソフトを選定しております。それに加えて、動画や音声の資料が豊富に含まれているデジタル教科書を中学校では2教科、小学校高学年で1教科を各タブレットに設定し、家庭でもこれを活用できるような計画をしております。

セキュリティ対策といたしましては、タブレットにウイルスや個人情報の流出を防ぐソフトや、有害サイトから守るフィルタリングを設定いたしました。また、そうした管理面だけでなく、使う側への教育として、タブレットを使うときの約束について子どもや家庭へ周知を働きかけるとともに、子どもたちが危険にさらされたり、他者を傷つけたりすることがないように、情報モラル教育の充実にも努めてまいります。

〔4番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

寺町茂君。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございます。

非常に有効な選定がされているし、セキュリティもしっかりした状態であるというようなお話をお伺いしましたが、実際に保護者の方は、どんな教科でどのような場面で使うんやろうというような、算数とか数学なんかは図形に使いやすいというような声も聞いておりますが、もう少し具体的に、どんな場面にどのような使い方をするのか、いつから導入するのかということもお聞きしたいと思います。再質問をお願いします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

具体的な使い方につきましては、最も簡単な使い方としては、例えば体育で自分のタブレットで自分の跳び箱の様子を撮って、すぐに見て動きを確認して動きの修正をかけたり、国語や音楽も同じような方法で音読や合唱を録音・録画して上達を目指したりとか、英語などについては、教科書の文章の正しい発音をいつでも自分で聞くことができると、そういった使い方が最も簡単かという

ふうに捉えています。

また、新たな使い方といたしましては、例えば算数、数学などで、間違えた問題をAIが記憶をしておいてくれますので、その子の課題に応じた問題がその子に応じて出題してくれるようになったりとか、国語や社会などでは、一人一人の考えをタブレットに書き込めば、すぐに例えばグループ全体みんなの意見が1つの画面でぐっと出てきますので、それを意見交流したり考えを深めたりということもすぐできるようになってくると思います。

また、学校と家をつなぐという視点からすれば、例えば長期休業に入ったとします。家で問題をやって学校に送ると、先生が採点をしてくれる。そして、ここが分からないということを先生に伝えれば、そのことについて先生が、それに対して説明したり助言もしてくれると。そういった使い方ができてくると思いますので、タブレットは新しい学びの道具となっていくというふうに捉えています。

また、導入時期ですけれども、全国で一斉に動き出しましたので、なかなかちょっと遅れているんですが、導入については、まず卒業を控える小学校6年生、中学校3年生を最優先に考えて、今何とか、間もなく12月から小6、中3については使用することができそうであると。その他の学年については1月以降の予定というようなことで、今話が進んでおります。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

寺町茂君。

○4番（寺町 茂君）

もう1点、再質問いいですか。

今、意見をそれぞれ交換できるというような、なかなか発言の苦手な児童・生徒もおることかと思いますが、そういった場面での、今の話以外にもいろいろ使えるような気がします。

先ほど出たコミュニケーションツールというのが一体どういうものかというお話と、もう一つ、2教科書がデジタル化されるというようなことで、かねてから懸念されておるちょっと重いというお話で、教科書がデジタル化される分、かばんは軽くなるのかというようなこともちょっとお伺いしたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

まず、コミュニケーションツールにつきましては、今まで説明してきているように、家と学校がつながる、これが一番。つながり方法は、いろんな形があるんですけども、物自体を書いて送る、言葉で伝え合う、資料を送る、そういう様々なツールというふうに捉えていただければいいと思います。つながり合うものだということ。

それから、デジタル化については、国の方針もあって中学校で2教科、小学校高学年で1教科と

いう方向性が出ています。今のところ本巢市としては、中学校で最も使用頻度が高くなると思われる数学と英語、それから高学年では算数を、特に数学や算数は類似問題を、いろんな問題をたくさん解くことができると、それが充実していますので、そういったものを進めていけないかというふうに思っています。

それから、教科書等の重さの問題については、将来的にはデジタル教科書での学習というものによってだんだんなくなっていくと思いますが、私自身は、やっぱり実際にノートに書くとか読むとか、そういった学習は絶対今後も必要だと思っていますので、その両方を兼ね備えながらばんの重さというのは考えていく必要があるなあということを考えています。

ちなみに、今現在本巢市内の小・中学校については、ノーランドセルデーの取組から発展をさせて、今学校から帰るときに、今日は僕は家で特に算数をやるんだ、特に僕は今日国語をやるんだということで、家で勉強するそのものだけを持って帰るという方法を取っていますので、かなり以前に比べれば、ランドセルの重さというものは軽減はしてきているというふうに捉えていますし、自分で決める分、余計に意欲が湧いて、勉強の量も質も増えたと担任たちから聞いていますので、この取組も進めていきたいというふうに考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

寺町茂君。

○4番（寺町 茂君）

タブレット端末の導入に関して、いろいろ事前準備やら教材の選定等をお聞きしまして、かなり安心しました。ただ、教壇にしばらくおった立場からいうと、やっぱり読み書きが中心になる、それを学習効果を高めるためにどれだけタブレットを導入していくかという、その割合というのは非常に大事になってくるかと思しますので、先ほどもお願いしたように、導入後もしっかりと委員会等を開催して、適正な使用法をしていきたいと、そんなことを思います。

続きまして、3つ目の質問に入らせていただきます。

本市では、先行して算数、理科、英語、体育等の教科において専門指導員を採用して、優れた専門性を児童・生徒に伝えるというような取組がされております。そんな中で、文部科学省は、2022年をめどに小学校の高学年に対して教科担任制を導入の目安とすることを示しておりますが、それに対して本市としてはどのように対応される予定かお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

今後の小学校における教科担任制への取組についてお答えします。

今年の中央教育審議会で示された今後の教育の骨子案で、2022年をめどに小学校高学年の理科や英語、算数などでの教科で、教科担任制の本格導入を目指すことと示されました。小学校高学年の教科

担任制は、中学校への滑らかな接続や学級間の学習格差を軽減するだけでなく、知的好奇心が高まるこの時期に、教科の本質に根差した見方、考え方を深め、より各教科の楽しさや面白さを味わって学習できるようにすることが目的です。

しかし、現在の市内小学校では、県内の小学校と同様に、教員の専門教科に大きな偏りがあります。小学校教員136名のうち、社会が39名、算数が26名と多いのに反して、図画工作や家庭科は2名、音楽は4名と市内で僅かしかいません。こうした偏りから、全ての教科での教科担任制は非常に難しいというのが現状です。そのような状況の中ではありますが、各小学校の教員配置を工夫し、できる限り教科担任制を進める努力は行っていきたいと考えております。

とはいえ、このような状況では限界がありますので、教科担任制の本来の目的を実現していくことこそを最優先に考え、本市独自の3つの取組を進めて、子どもたちに教科の本質、教科特有の楽しさを味わわせ、学習意欲を高めていきたいと考えています。

1つ目は、小学校の全ての教員がどの教科でも質の高い授業ができるための準備です。教科の本質に根差し、学ぶ楽しさを味わうことができる授業の在り方や指導法をまとめた「教科の本質を目指して」という本巢市版の授業改善の手引を本年度中に作成します。また、岐阜市と連携して作成した全学年・全教科・全時間のカリキュラム「指導と評価の計画」を市内全教職員に配付し、一時間一時間の授業充実を図っていきます。こうした手引や指導計画により、どの教員が指導しても平準化された指導の質が保障できると考えています。

2つ目は、教科専門指導員の配置です。本市では、理科、英語、音楽、図画工作、体育、家庭科に退職校長等を教科専門指導員として配置しております。これにより、児童・生徒に学ぶ意欲と満足度の向上が見られるなど、学習面において大きな成果を上げており、併せて指導員とともに授業を行う担任教師の指導力も向上していることは、教科担任制よりも勝る点であるといえます。

3つ目は、令和4年度に開校を予定している根尾地区の義務教育学校の試みです。義務教育学校では、各教科の免許を有する中学校教員と小学校教員で授業に当たることができるため、小学校低学年から教科担任制が可能となります。高学年では、中学生と同じように全ての教科で教科担任制が実現できます。

以上、3つの実践を検証しながら教科担任制の在り方についてさらに検討し、子どもを軸足に、本巢市らしい教科の本質に根差した授業づくりを推進していきたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

寺町茂君。

○4番（寺町 茂君）

今お伺いしたように、実際に教科担任制を敷くと言われても、非常に偏りがあるという現実、私も見てまいりました。ましてや中学校から小学校、根尾学校のように小中一貫校になればいいんですけれども、中学校から小学校に教師を派遣すれば、派遣した側の学校は人員不足になるというような現状も出てきますので、先ほど答弁いただいたように、専門指導員のより細かな指導で本市独

自のこういった教科を担当するというか、児童・生徒がその教科を学ぶ喜びを味わうというのが一番の目的かと思しますので、よりよい方策を選択して取り入れていただきたいと、そのようなことをお願いしたいと思えます。

続きまして、大きい2つ目のインフルエンザ予防接種についてお伺いします。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の広がりで大変な状況になっている中、冬場を迎え、いよいよ季節性のインフルエンザが流行する時期が近づいてきている。新型コロナウイルスのほうの感染症も、ここへ来て急に増えている状況であると。そんな中、市民、もしくは多くの方が不安を抱えている、そんな声が届いております。

その不安の軽減や感染症の抑制、さらに子育て世帯の支援、こういった観点から、季節性インフルエンザの予防接種に対する助成の枠を拡大してはどうかと、こんなことを考えるわけですが、その点についてまず1. 本市では、季節性インフルエンザの蔓延防止対策として、さらに子育て世帯の支援策として、15歳以下の子どもに対してインフルエンザの予防接種の助成を始めております。その初年度については学級閉鎖の数が少なくなったというような御報告をいただいておりますが、2年目を迎えておりますが、現在までの効果について、どのような検証をされているのかお伺いしたいと思えます。お願いします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を高橋健康福祉部長に求めます。

高橋部長。

○健康福祉部長（高橋 誠君）

それでは、15歳以下の子どもへの予防接種の助成での2年目以降の助成数、または効果はということで、本市における季節性インフルエンザの予防接種に対する補助事業につきましては、平成30年度より乳幼児から15歳までのお子様を対象に、インフルエンザ予防接種に係る費用1回につき1,000円の助成を実施しております。

予防接種の実績につきましては、平成30年度10月から翌年1月末までの実施期間中、生後6か月から2歳児までの乳幼児が328名、3歳児から6歳児が790名、7歳から12歳が1,088名、13歳から15歳、これは中学生ですが、268名、合計2,474名の接種がされております。2年目の令和元年度の実績では、生後6か月から2歳までが470名、3歳から6歳までが996名、7歳から12歳までが1,248名、13歳から15歳が284名、合計2,998名の接種がされております。

令和元年度の接種が伸びたことに関しましては、予防接種等のPRが浸透したことにより、予防接種の実績が伸びたものと考えております。また、インフルエンザワクチン接種による予防効果につきましては、市内幼稚園、小・中学校の学級閉鎖の状況から見てみますと、市内幼稚園では平成29年度におきまして11学級、平成30年度は2学級、令和元年度はゼロ学級でございました。小学校では、29年度は18学級、平成30年度では8学級、令和元年度では7学級での学級閉鎖でございました。中学校では、平成29年度3学級、平成30年度ゼロ学級、令和元年度は1学級でありました。

こうしたことから、インフルエンザの予防接種に対する助成事業を開始する前と比較いたします

と、学級閉鎖の数が減少しておりますことから、本事業について、一定の効果があったものと考えているところでございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

寺町茂君。

○4番（寺町 茂君）

学級閉鎖数を見ても、平成30年度、令和元年度、かなり効果があったというようにお話をいただきました。

そんな中で、2つ目の質問ですけれども、自らの将来に非常に関わる進学とか就職を控えた重大な局面を迎えている高校生に対しても、その不安の軽減や感染症の抑制、さらに子育て世帯の支援等の観点から、季節性インフルエンザの予防接種に対する助成枠を広げてはというような思いをしているわけですけれども、本市としてのお考えをお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を高橋健康福祉部長に求めます。

高橋部長。

○健康福祉部長（高橋 誠君）

それではお答えさせていただきます。

乳幼児、児童・生徒への季節性インフルエンザの予防接種につきましては、任意予防接種であり、被接種者と医師との相談によって判断し、行われる仕組みになっております。

行政が費用を負担する、助成することによって、接種を推奨しているものではございませんが、本疾患は急性呼吸器感染症であり、合併症に肺炎や脳症を併発した場合、重篤になるため、医師からはワクチン接種による予防接種が勧められております。また、任意接種であることから、接種費用が1回の接種につきおよそ3,000円から6,000円ほどと幅がありますが、各家庭における費用負担が大きいとの声もありました。このような背景から、本市では、平成30年度より季節性インフルエンザワクチンの接種に係る費用助成を開始いたしました。岐阜圏域5市3町のうち費用助成を実施しているのは、本市のほかには近隣では山県市が生後6か月から中学3年生と岐南町の1歳から中学3年生であり、岐阜市は助成対象が生後6か月から小学就学前までの乳幼児であります。

議員御指摘のように、高校生は、将来に関わる進学と就職を控えた重要な時期であり、受験シーズンとインフルエンザの流行とが重なることから、予防接種の重要性は認識しているところでありますが、費用助成の対象者を高校生まで広げるかどうかにつきましては、近隣市町の動向を見ながら検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

寺町茂君。

○4番（寺町 茂君）

近隣市町の状況を見ながらというような御答弁をいただきましたが、本巢圏域を見てみますと、北方町も瑞穂市も助成は行っていないのが現状です。そんな中で、本市が新たに高校生も対象にすると、本市にとっては市民の健康に対するこれだけの取組をしているという、非常に優れたPRにもなるのではないかと思いますので、ぜひ再検討をしていただきたいと思いますようお願いを申し上げて次に移りたいと思います。

3つ目ですけれども、岐阜県指定希少野生生物ハリヨについて。

東海環状自動車の橋脚下部の工事があちこちで始まっておりますけれども、根尾川の橋梁に関する下部工事で、根尾川にすんでいる生き物等の事前環境アセスメントに関する調査が行われた中で、温井地内にあるワンドから大量のハリヨが見つかったというようなことで、私個人にも来ましたが、多分市にも来ていると思うんですけれども、大量のハリヨがいる。ハリヨは岐阜県がその希少性だけでなく、学術的に見ても非常に価値が高いということで、県指定の希少野生生物に指定をして保護していると。こんなような生き物がいるけれども、市としてはどんな考えを持っているのかというような問いを投げかけられたことがございます。

そんな中で、1つ目ですけれども、本市では水生生物の調査を実施していますが、今回県のほうから指摘のあった温井地内のワンド、特にハリヨを中心とした生態、生育状況等も併せて調査に含めてはどうかと、このように思うわけですけれども、市としてのお考えをお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を久富市民環境部長に求めます。

久富部長。

○市民環境部長（久富和浩君）

温井地内のワンドを水生生物調査の調査地点に追加する考えについてお答えをいたします。

本市では、市内を流れる河川及び水路におきまして、水生生物の実態及び生息環境を把握し、本巢市の環境データに資することを目的といたしまして、毎年、水生生物調査を実施しております。

調査地点は、根尾地域から真正地域の市内20か所の河川等で実施しており、捕獲した魚、昆虫、貝及び植物等の種類、大きさのデータを取り、その後河川に戻しております。

本年8月、県の岐阜地域環境室から温井地内の根尾川ワンドにおいて、絶滅危惧種であるハリヨが約70匹確認されたとの報告をいただきました。ハリヨは、豊かな自然環境を物語るバロメータ的な生き物でもあり、近年は減少が著しく、岐阜県の指定希少野生生物に指定されており、市内では外山地区の湯ノ古公園においても生息を確認しております。

現在実施しております水生生物調査は、根尾川本流での調査を実施していないため、今後は根尾川筋漁業協同組合等の関係団体と調整を図りながら、根尾川本流も新たな調査地点に加え、ハリヨを含めた水生生物の調査を実施してまいりたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

寺町茂君。

○4番（寺町 茂君）

今後、ハリヨを含めた根尾川のワンドとさらに根尾川の魚類調査等も含めてやっていただけるようなお話でしたので、非常にありがたいことかと思えます。

ハリヨは、今答弁にございましたように非常に希少な生物として、本市の北部から北西部に広がる越美山系やら、さらに南部の養老山系という急峻な山系があるからこそ、濃尾平野の西部地域だけに生息する非常に環境のバロメーターとなる生き物でございます。

2番目の質問に入りますが、そういった貴重な生物であるがゆえに、ハリヨが生息する各自治体では、ハリヨ本体及びその生息地を天然記念物として指定し、その保全に取り組んでいる市町がございます。中には、国指定の天然記念物となっている生息地もあると聞いております。岐阜県にとってはハリヨは岐阜県民共通の宝であると、こういう生き物であります。このハリヨについて、本市は天然記念物等に指定するお考えはありますか、お伺いします。お願いします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を青山教育委員会事務局長に求めます。

青山事務局長。

○教育委員会事務局長（青山英治君）

それでは、ハリヨを天然記念物に指定する考えはという御質問に対してお答えしたいと思います。

ハリヨは、湧き水のあるきれいな水の中にしかすまず、また求愛行動や巣作りなど、その特異な習性から学術的な価値が非常に高い淡水魚です。しかし、近年、自然環境の悪化から、その数が激減し、水産庁レッドブックにおいて絶滅危惧種に指定され、また県におきましても平成15年11月に岐阜県指定希少野生生物に指定され、捕獲・採取・殺傷・損傷が禁止されております。

本市におきましては、既に外山地内にある湯ノ古公園が、平成15年11月に明谷ハリヨ指定希少野生生物保護区に指定され、そこにすむハリヨが保護されております。さらに、議員御指摘の温井地内の根尾川に生息するエリアにつきましては、国土交通省管轄の土地であることや、池のように閉じた地形ではないため、保護区として指定することは難しいと考えております。

このような状況について、専門家からもハリヨの個体保護は指定希少野生生物や指定希少野生生物保護区を含め、県民共有の財産として保護し、その絶滅を防止することを目的にした岐阜県指定希少野生生物保護条例によって既に担保されていることから、天然記念物の指定は行わなくてよいとの御助言をいただいているところでございます。

今後につきましては、市民に対しまして、根尾川に希少野生生物であるハリヨが生息していること、またハリヨが生息できる豊かな自然環境であること、次世代に向け個体保護はもとより環境保護にも取り組んでいく必要があることなどを、学校教育、社会教育それぞれの立場から周知してまいりたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

寺町茂君。

○4番（寺町 茂君）

天然記念物等の指定はしなくてもいいというような指導をいただいたというようなお話をお伺いしました。今、お話にありましたように、ハリヨというのは優れた環境下に生息するとともに、子育てをする非常に特異な生態を有しております。実際に湯ノ古公園から下流の新井水湖までが県のハリヨ保護区域に指定をされておりますが、実際のところ、あまり保護対策はされてこなかったのが実情であります。そういった状況の中で、少なくともハリヨが生息する市として保護対策をぜひお考えになっていただきたいと、そのようなことを思います。

ハリヨがそういったすばらしい生態を持つ環境のバロメーターともなり得る魚であるということと同時に、ハリヨが生息する環境というのが本市の豊かな自然の象徴の一つであるというようなことをやはり今御答弁いただいたように、市民をはじめ、児童・生徒たちにもこれから広めていく必要があるかと、そんなことを思いつつ3番目に入ります。

3つ目の質問ですが、ハリヨは本市の環境を学ぶ上で、今いろいろお話があった貴重性、さらに環境の豊かさのバロメーターであると、そんなことを知るための貴重な存在であると。本市には、先ほどから出ております湯ノ古公園が設置されておまして、これは側面からハリヨの生態を観察できるようなのぞき窓が設置されておまして、ハリヨの生態が非常に容易に観察できる施設となっております。ところが、近年あまり活用がされていないような現状を見受けることがあります。この公園を環境学習等に生かす、さらにこの本巢市の豊かな環境を市民はじめ児童・生徒たちにも共有できるような場にしてほしいという思いがありまして、湯ノ古公園の活用についてそのお考えをお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

湯ノ古公園での環境学習についてお答えします。

自然環境を物語るバロメーターであるハリヨが、湯ノ古公園など市内に生息しているという事実から、本市の自然がいかに豊かであるかを実感するとともに、この豊かな自然環境を次の世代に確実に引き継いでいくことが非常に大切なことだと考えております。そのことを踏まえつつ、幼・小・中一貫して発達段階に応じた環境教育を推進したいと考えております。

環境教育において最も大切なことは、環境への責任ある行動が取れる人間を育成することです。そのためには、まず河川や生物などの環境や環境問題に関心を持つことが大切です。さらには、自らが環境の一員であるという意識を持ち、そして環境への負荷を考え、自ら判断し、行動に移すことが大切です。

まず、幼稚園においては、生き物を飼育したり、身近な自然を活用して遊んだりすることを通して、主に環境に関心を持つ指導を大切にしています。

そして、小学校では、主に生活科や理科の授業を通して、生物のつくりや働き、その生態などについて学び、総合的な学習の時間では河川の水質調査や生物調査を行うなど、体験を通して身近な環境について学んでいます。ハリヨの湯ノ古公園、本市の環境の豊かさにつきましては、この段階で学校の実態に合わせて活用していきたいと考えております。また、ゲストティーチャーとして市の職員をはじめ外部から講師を招いて学習を深めていくことも引き続き行っていきたいと考えております。

中学校においては、さらにグローバルな視点から環境問題を捉え、自らがどのように行動すべきかについて考え、ボランティア活動等の行動につなげています。中学生にとって同世代の環境活動家グreta・トゥーンベリさんの気候変動の危機に立ち向かうために、すぐさま行動を始めようと自ら実践する姿は、大いに刺激になっているはずです。

環境問題は、たくさんの要素が複合的に絡み合っているため、湯ノ古公園やハリヨにとどまらず、環境そのものを総合的に捉える必要もあります。さらに、学校だけではなく、家庭や地域とともに連携して取り組んでいかなければ効果は上がりません。

SDGsの中でも、この10年が地球の運命を決めると訴えています。一過性の取組に終わらせることなく、発達段階に合わせ、意図的、系統的な教育を実施し、自主的、積極的に環境保全に取り組むなど、環境への責任ある行動が取れる人間を育成していきたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

寺町茂君。

○4番（寺町 茂君）

非常に前向きなお答えをいただきました。

そんな中で、この10年が正念場であるというようなSDGsの考え方を答弁いただきましたが、SDGsというのは非常に多岐にわたっておりまして、教育委員会だけでなく、非常に多くの行政においても部署が関係していることと思います。SDGsというのは御存じのように、多岐にわたる17の目標を掲げております。ところが、その17の目標というのは世界標準的な大きな目標になっておりまして、それぞれが、じゃあ本市にどのように当てはまるかという、そういったことがなかなか難しい。これを前向きに取り上げていくには、本市の実情をよく考えた上で、それぞれの項目、17の目標が本巢市ではこういうことに当たるんだというような本巢市に当てはめた目標、さらに評価方法、それを設定する、いわゆる本巢化をしないと前に進んでいけないというような現状があると思いますので、この場をお借りして、市としてSDGsに前向きに取り組んでいただくことを併せて要望したいと思います。

もう一つ、湯ノ古公園に水車が設置されておりますけれども、どうも老朽化が進んだのか、あまり見栄えがよろしくないのです、この改修なり処分なりについても要望したいと思いますので、よろしく願います。

では、4つ目の質問に入らせていただきます。

今年度、生活環境課の職員が根尾小学校において環境学習の講師を務められたと、こんなお話を聞きました。非常に職員が市の現状をもって児童に話をして環境教育をしてきたというすばらしい事例かと、そんなことを思いますが、今後市内の各小・中学校においても同様なこういった講義が開催されてはどうかと、そんなことを思うわけですけれども、本市としてのお考えをお聞かせ願えたら幸いです。お願いします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。
教育長。

○教育長（川治秀輝君）

環境学習の講義実施についてお答えします。

小・中学校の環境教育は、身近な自然環境から始め、持続可能な社会を築く一員としての能力や態度を養う大切な学習です。学校教育においては、生活科、理科、社会、家庭科、技術・家庭科などの教科のほか、総合的な学習の時間や特別活動、道徳などあらゆる場面で行っております。

根尾小学校においては、市生活環境課職員を講師に招き、根尾川の水生生物を観察したり、パックテストで水の汚れを確かめたりする学習を行いました。この取組のよさは、地域に根差し、身近な暮らしから学び、思考を広げて地球規模の視野で考えること、そして体験や実践を伴うことにあります。子どもたちは、根尾川の美しさや数多くの魚の命を実感し、その美しいふるさとの自然環境をいつまでも守ることを決意しました。そして、壁新聞などに表現し、広く市民に訴えました。

根尾小学校の実践のように、環境学習の推進には環境に対する関心と理解を深め、課題を見つけて行動するという一連の流れをつくり出すことが大切です。そして、各場面での環境に関わる学びが有機的に関わり合いながら統合され、子どもたち一人一人が環境をつくる主体者として探求的に学ぶことができるよう、各校や各地域の実態に応じて学習活動を熟考し、線をつなげるマネジメントをしていく必要があります。

今後につきましては、御提案いただいた生活環境課と協力した水質調査の講義も含め、生活環境課の協力を得たストックヤードの社会見学や川の清掃活動なども含め、まずは身近な問題から、身近な学習から、そして市内の学校区を越えた地域を川の上流から下流を線をつなぐ学習へと発展させるなど、総合的な学習の内容について工夫し、各学校、各地域の実態に応じた環境教育の一つとして実施できるよう検討してまいります。

〔4番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

寺町茂君。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございます。

非常に前向きな形で、今後少しでも多くの小・中学校でこういった学習が導入されることを期待しております。

本市は、先ほど述べたように越美山系等を控え、源流の市であります。水がきれいなのは当たり前といえども、実はこれが下流域の地域に行くと、水質の検査をすると徐々に汚れがある。そういったことに対する責任も持つ必要があるということを経験するとか、市民及び児童・生徒が知るといことは非常に重要なことかと思っておりますので、ぜひこういった、先ほどあった線をつなぐ学習というような形で、そういった源流の使命感等も覚えていただけることが非常にありがたいかと思っております。そういった学習の広がりを期待しまして、私の一般質問を終わりたいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（黒田芳弘君）

ここで、暫時休憩といたします。

再開を3時15分といたしますので、よろしく願いをいたします。

午後3時01分 休憩

午後3時15分 再開

○議長（黒田芳弘君）

再開をいたします。

続いて、5番 河村志信君の発言を許します。

○5番（河村志信君）

第3波を迎えており、新型コロナウイルスと言われている第3波を迎えていると言われている新型コロナウイルスと、これが市民を非常に不安に陥れていると。特にこれから寒くなる時期、人の免疫力も下がり、インフルエンザも含めて再流行が心配されます。より一層のコロナ対策をお願いするものであります。

コロナ禍により、国が進めるG o T o トラベルキャンペーンも、一部地域については中止の方向かなあと。観光どころではないかもしれませんが、アフターコロナ、いつかは終わるであろう、終息するであろうコロナを見越して、観光について質問させていただきます。

1番としまして、新たな本巢市の観光資源について捉えたいと思っております。

現在、指定管理者制度によって運営されている観光施設は、道の駅織部の里もとす、うすずみ温泉、四季彩館、NEOキャンピングパークがあります。大都市となる名古屋市よりも、本巢市は距離にして約40キロ強、時間にしても1時間ちょいで本巢市へアクセスでき、週末、気軽に遊びに来られる便利な位置にあります。道の駅織部の里より北部は、緑の濃い里山が続き、清流と呼ぶにふさわしい根尾川が流れ、気軽に低山ハイキングや川遊びが楽しめるエリアでもあります。春の開花時期の淡墨桜や、文化庁の日本遺産にも指定された谷汲山華厳寺を訪れる観光客は多く、にぎわいを見せております。近頃はやりのグランピング、何か正式にはグラマラスキャンプ、豪華なキャンプと言う意味らしいですけど、と呼ばれるキャンプスタイルがとても人気で、テント設営をはじめ、野外での調理器具をそろえ、料理を作ったりたき火をしながら夜のキャンプを楽しむ家族連れや若者グループが増えています。

近隣では、山根市のグリーンプラザみやまキャンプ場は、予約でいっぱいとの話です。揖斐川町においても、貝月高原、揖斐高原の貝月リゾートキャンプ場や、春日の長者の里キャンプ場、池田町については、大津谷公園キャンプ場や春日オートキャンプ場は、無料のためか週末は満杯となり、入り切らなかったキャンパーが本巣市の文殊の森のテントサイトにも流れてきているそうです。

残念ながら、本巣市のキャンプ場は少なく、また施設の内容も充実しているとは言い難いと感じております。魅力的な自然に恵まれた森や川も生かされていないと感じております。

人口減という社会背景、過疎化、高齢化、山林や農地の放棄、若い世代の都会への流出。しかし、なぜか逆転現象として週末になると自然派志向の若いファミリー世代が本巣市を訪れています。にもかかわらず、本巣市がその思いの受皿になっているとはちょっと思えないような状況がございます。温泉と宿泊施設があれば、観光客が来る時代は過去になっております。森や川で遊び、自然を満喫する。次に、アウトドアで疲れた体を温泉で癒やす、そして、宿泊してもらおうと。従来型の、旅行会社が企画し、大型バスで移動し、大広間で宴会をし、お土産を買って帰るといのはもう遠い過去の旅行スタイルとなっております。

体験型旅行、自らの体で自然を実感し、美しい、おいしい空気を吸い、爽やかな風を感じ、筋肉を使って汗をかく。体感することが大きな魅力となってきているようです。福井県池田町のツリーピクニックアドベンチャーいけだ、これはとても人気だそうです。谷につながれた約1キロという幅のロープを張られ、そのロープにぶら下がって疾走するというんですかね、ぶら下がって。メガジップラインは、たしか4,000円近くするんですけど、3,500円ですかね、非常に人気のアクティビティになっているそうです。SNSやユーチューブなどで、その楽しさが拡散し、多くの観光客が押し寄せているそうです。

観光客の志向は、年々変化、進化していきます。旧態依然の発想、対応では飽きられます。常に新しい魅力を出していくアイデアも必要かと思えます。

質問に移ります。

1番、新たな、できれば無料のキャンプ施設とか、若いファミリー層ですね、あまりそういうレジャーには金はかけられないような世代について、無料のキャンプ場等を造るお考えはないかお尋ねいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、お答えします。

現在、市内には無料のキャンプ施設はございませんが、民間が経営されているキャンプ施設が3つ、市直営の文殊の森公園、指定管理者制度により運営しているNEOキャンピングパークの5つのキャンプ施設がございます。民間が経営されている3つのキャンプ施設につきましては、根尾板所、根尾大井、佐原地内の根尾川沿いにあり、夏や週末には多くの方がバーベキューやキャンプな

どを楽しまれるとお聞きをしております。

本巢地域にごございます市直営の文殊の森公園につきましては、バーベキューテラスが3棟、バーベキューテーブルが7卓、コテージが2棟、テントサイトが8区画整備されており、令和元年度には4,037人が利用されました。また、登山もできますので、ファミリー層など多くの方が利用されております。指定管理者制度で運営しておりますNEOキャンピングパークにつきましては、根尾下大須地内の根尾谷の清らかな流れを望む場所にあり、オートキャンプサイトが50区画と、コテージ14棟、トレーラーキャビン2棟、多目的広場、トイレ、大浴場、炊事場、売店があり、テント、バーベキューセットなどレンタル品も充実しております。また、年間を通じてキャンプ料理教室やクラフト教室など大小様々なイベントを開催し、サービス、環境、施設ともに良好なキャンプ場であることから、一般社団法人日本オートキャンプ協会から四つ星キャンプ場に認定された県内でも有数のキャンプ場となっております。令和元年度には、若者やファミリー層を中心に1万5,300人がキャンプを楽しまれておられます。

御質問の、無料キャンプ施設とか若いファミリー層が利用したくなるキャンプ場などの考えについてではございますが、県内には池田町の大津谷公園キャンプ場や、揖斐川町の粕川オートキャンプ場など、河川敷や公園を利用した無料のキャンプ施設が幾つかございます。本市でも、夏のキャンプシーズンには根尾川の河川敷など、若者や家族連れがキャンプやバーベキュー、水遊びなど、アウトドアを楽しまれておりますが、今後、市が他の無料キャンプ施設のように河川敷や公園をキャンプ施設として整備することは、整備費用や清掃、ごみの処分などの維持管理費用も必要になるほか、火災やトラブルが起きた場合の管理責任など課題も多いため、新たな無料キャンプ施設を整備することは考えておりません。

しかし、民間やNPO団体等が、例えばNEO桜交流ランド内の芝生広場を活用して、アウトドア関連のイベントなどを開催したい、そういった場合につきましては、市が指定管理者と協議を図り、利活用できるように進めていきたいと考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

河村志信君。

○5番（河村志信君）

コロナ禍という背景もあるかと思いますが、週末の遊びの原点回帰と、自然の中で遊ぶキャンプはとても人気です。グランピングや1人でのソロキャンプを楽しむ若い女性も増えていると聞きます。遊びの志向は、時代とともに変化していきます。最新の流行、若い世代やファミリー層の興味に合致した観光施設も重要だと思います。

本巢市には、豊富な自然があり、観光の宝物がたくさん埋もれているのだと考えています。少額の投資コストで、民間や市民主導で観光資源の発掘をという思いもございます。そんな夢を持っている団体への後方支援、側面支援を要望としてお願いしたいと思います。

質問の2に入ります。

体験型旅行としての農業や林業を提案していく構想はありませんか。農業にしる林業にしる、非常に後継者難であったり、担い手が少なくなった中で、一つのヒントとして体験型旅行をきっかけに利用者を増やすような、そういう思いはございませんか。お尋ねします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、お答えをさせていただきます。

本市には、日本三大桜の一つである淡墨桜をはじめ、根尾谷断層、うすずみ温泉、道の駅など観光スポットや観光施設があります。このほかにも、能郷白山、NEOキャンピングパーク、文殊の森公園、森林セラピーロードなど、豊かな自然を背景にしたアウトドア型の観光スポットのほか、イチゴ、富有柿、ハツシモなどの多くの農産物があります。

御質問の、体験型旅行としての農業や林業を提案していく構想についてでございますが、近年観光スポットを見て回る観光から、その地域でしか体験できない要素を取り入れた形の体験型観光の人气が高まっていることから、本市においても、能郷白山の登山道整備やNEOキャンピングパークの充実など、アウトドア型の観光施設等への観光客への誘致に努めているところであります。

体験型旅行につきましては、誘客実証といたしまして、平成26年度から平成28年度に、市が事業主体となりまして、富有柿もぎ体験や稲刈り体験などのモニターツアーを7回実施いたしました。農地を協力していただく農家の確保や、ツアー料金の設定などの課題によりまして、体験型観光としての商品化には至らなかった経緯がございます。

今後は、市が事業主体としてではなく、市内の農家や生産者がイチゴ、富有柿、ハツシモなど農産物の収穫体験や、収穫したイチゴや柿などを使って、ジャムやお菓子作り体験など体験型旅行として商品化される場合につきましては、市といたしましても旅行会社へ市内の農家や生産者を紹介するなどして、体験型旅行の実現に向けて協力していきたいと考えております。

なお、林業につきましては、自らの身体で自然を実感し、肉体を使って汗をかく体験が得られますが、崩れやすく滑りやすい土質・傾斜、下草に覆われ確認しづらい足場状況など、なだらかな現場においてもけがを負う危険があり、労働災害発生率が最も高い林業を体験型旅行で提案していくことは、現状困難と考えております。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

河村志信君。

○5番（河村志信君）

体験型旅行ですね。林業については、労働災害というんですかね、事故が予測されるため、いろんな新聞等で見ますとチェーンソーを使って伐採したりとか、確かにそれはハードルが高いと思います。山の自然や林業の大切さ、その入り口の部分ですね。そういうものを見学してもらうことも、

目の前で見てもらうことも体験型旅行かなあと。危険な林業を実際やるだけが体験旅行じゃないと思っております。物事、100かゼロかと、そういうのが多いんですが、その間には幾つかの段階、ステップがございまして、入門編ですね、林業の面白さとか魅力をまず知ってもらうところから始める必要があるんじゃないかと。先ほどもお話ししましたが、担い手であったり、それから就労者ですね、就く方が激減しているというのが事実ですので、何々だからやらないのではなく、こういう方法なら始められるのではないかとか、やっぱり段階を經ていろいろ構築していただいて、アプローチをしていただきたいなあと思います。これも要望としてお願いいたします。

3番目の質問に入ります。

移住、定住につきましては、高田議員からも質問がございましたが、非常に私も興味のあるところで、やはり人口減でどんどん人が減っていくよりは、やはり人が増えていく、できればまちから若い夫婦が本巢にやってくるということについては非常に興味がございますので、若い世代、ファミリー世代が本巢に興味を持ち、移住、定住につながるというような取組は現在導入されているかお尋ねいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を洞口企画部長に求めます。

洞口部長。

○企画部長（洞口博行君）

それでは、移住・定住につながる取組につきましてお答えをさせていただきます。

本市の移住・定住につながる取組といたしましては、まず住宅の取得等に係る助成事業といたしまして、昨年度まで北部地域を対象といたしました移住・定住補助金や、南部地域を対象といたしました移住・定住促進補助金を実施してまいりました。今年度からは、この南部と北部の助成制度を統合した新しい制度、もとす暮らし応援補助金を新たに創設し、移住に加え、市民の定住による転出の抑制と、潜在的空き家の削減、申請手続の効率化などを目的に、移住と定住の促進を図っているところでございます。

近年では、市内で新築や建て替えをされる方が増加傾向にあり、本市を定住先に選んでいただいていることから、これまでの取組の成果が現れてきているものと考えているところでございます。さらに今後、今年から始めます新たな制度によりまして、移住だけではなく市内在住者の定住化にもつながっていくものと考えております。

また、空き家の有効活用を図りながら移住定住につながる空き家バンク制度や、地方創生事業により整備した小さな拠点施設において空き家を活用したお試し居住、移住定住につながるワークショップ、ねおとやまオープンビレッジなどを開催し、移住者の増加につながる取組も進めているところでございます。

さらには、西濃地域の2市9町と本巢市で実施しております西美濃創生広域連携事業において、首都圏や関西圏などで開催される移住相談会に参加しておりますが、本年度につきましては新型コロナウイルス感染症拡大の影響もありまして、10月10日に大垣市役所にてオンラインによる移住相

談会を実施したところでございます。

議員御質問のとおり、本巢市へ移住していただくためには、若い世代やファミリーが本巢市に興味を持ってもらうことから始まると考えておるところでございます。そうしたことから、本市では子育て世代をターゲットに、子育てや教育、グルメやお出かけスポットなど、移住者が気になる暮らしの情報を掲載しました本巢本を発行したり、シティプロモーションとしまして、住んでみたい、住み続けたいと思ってもらえるようなまちのイメージづくりにも取り組んでいるところでございます。

そうしたプロモーション活動の一つとして、若い世代に好感度の高いメディアを手がけ、東京にアンテナショップ岐阜ホールを運営しておりますデザイン会社、株式会社リトルクリエイティブセンターと、先でも答弁申し上げましたが10月12日にシティプロモーション事業推進に関する連携協定書を締結させていただいたところでございます。今後は、今までの取組も継続していきながら、こうしたメディアを通して市の魅力を幅広く発信をしていきたいと考えております。

現在は、新型コロナウイルス感染症によりまして、様々なところで取組の制限がございます。そのような中におきましても、移住定住に向けて、できる取組を模索しながら進めていきたいというふうに考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

河村志信君。

○5番（河村志信君）

今御答弁にありました、小さな活動拠点施設と。現状は2か所とのことですが、山林の手入れとか間伐材の二次利用とか、バイオマスとして活用とか、暖炉やキャンプで使用される薪などへの加工に取り組もうという若者グループもあると聞きます。根尾川の河川沿いには、活用されていないスペースも多くあるように感じております。そこは、それほど投資を必要なく、フラットな広場としてのキャンプ場が作りたいたいという若いグループの話も聞いております。彼らに活躍の場を提供することも重要かと思えます。移住対策も必要ですが、まずは地元に住む若者たちが活動のできる拠点づくり、期待したいと思えます。

東京でのアンテナショップもよいとは思いますが、移住促進は全国的にどの市町も展開していると。ありきたりの対応では、なかなか本巢市に目を向けてもらえないんじゃないかと。これは余談ですけど、以前東京で開催された移住促進イベントについて、人が集まらないためやらせで人を集めたと、アルバイトで集めたというような問題も出ております。費用対効果として、それほどお金をかけず、かつ地元の今住んでいる方、それから今本巢へ興味を持って来ている若い人たちに、少しでもそういう思いを実現するような対応もお願いしたいなと思えます。これも要望としてお願いいたします。

大きく2番のテーマです。巨大化する災害に備えてと。台風シーズンは過ぎましたですが、いま一度災害について質問したいと思えます。

2019年10月18日、長野県の千曲川の流域氾濫。それから今年、2020年7月28日、熊本県の球磨川、人吉市での洪水被害。ちょっと先になりますけど2011年3月11日の東日本大震災と津波被害から、国土強靱化が叫ばれ、ハザードマップも百年に一度から千年に一度と、より過去の事例に見習って災害に備える時代となりました。岐阜県や本巣市辺りで聞こえてくるのは、この辺りは災害の少ないところで安心や、台風は上手にこの辺りを避けていくという全く根拠のない話で、非常に安心し切ってみえるんじゃないかというふうに感じます。それに伴う豪雨がなかった、大きな地震も起きていない。しかし、今年の7月8日には飛騨川が氾濫し、国道41号が大きく決壊し、1か月余り通行止めになったところは記憶に新しいところです。

言い古された言葉ですけど、災害は忘れた頃にやってくると。もし巨大台風が本巣市を襲い、未曾有の豪雨となったら、また本市でありました明治24年の巨大地震、濃尾地震クラスが発生した場合、どれだけ現状の防災体制で人的・物的被害が回避できるのか、とても心配な部分がございます。人間、起きたものはしょうがないというように、後になって済まそうとしますが、いろんな前例に学び、災害を防ぐのが人間の英知ではないかと考えます。

質問に入ります。

1番としまして、山口の頭首工の改修工事がこの秋から始まっております。その工法とか状況です、ね、地元の皆さん、私も含めてですが、知っているようで知らないというところで、説明をお願いしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、山口頭首工の工事に伴う進捗と工法についてお答えをさせていただきます。

山口頭首工改修工事につきましては、令和元年度に農村地域防災減災事業（農業用河川工作物等応急対策事業）の事業実施地区として採択され、岐阜県が事業主体となり、事業が推進されているところでございます。

令和元年度に詳細測量設計業務が実施され、本年度に工事が着手されたところでございます。本年度の工事内容につきましては、取水ゲート及び土砂吐きゲートの改修が進められており、本年度工事における完了時点での進捗率は、事業費ベースで約30%ほどの見込みと伺っております。また、本年度の工法につきましては、取水ゲート設置のため、河川内に坂路及び仮設道路を設置する工法で施工されております。河川流水阻害の要因となるこれらの坂路及び仮設道路につきましては、出水期前までに完全に撤去される予定であり、出水期には、適切な河川断面が確保されると伺っております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

河村志信君。

○5番（河村志信君）

山口頭首工の改修工事に関しまして、まだ先週のことですが、席田井水について事前の通知もなく水が完全に止まってしまったというトラブルがございました。用水は、流域の農業用水であり、また大切な生活用水でもあります。ハウス栽培の農家においては、ポンプアップ等によって水やりに利用したりしています。工事の都合によって完全に水が止まってしまうのはいかがなものかと。川にすむ生物、魚類にも大きな被害があったと聞いております。県の管理下だとは思いますが、市民の利益の窓口でもある行政としての今後の対応策をお聞きしたいと思っております。これは再質問させていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

原部長。

○産業建設部長（原 誠君）

ただいまの御質問の件でございますが、今回、岐阜県の岐阜農林事務所におきまして、このたびの工事が進められたわけでございますが、事前に今回の工法等の変更につきましては、直前に案内をされたということをお聞きしておりますが、私どもはそういったことを市民の方からお伺いをしましたので、そういったことにつきまして早速岐阜農林事務所の担当のほうから、今回の経緯につきまして報告を受けております。今後は、今議員がおっしゃるように、そういったことがないように申入れをいたしたところでございます。

今後の今の工事につきましても、県におきましては、今故障している取水ゲートを操作できるようにいたしまして、取水量に近づけるように検討をしていくということをお伺いいたしました。また、今回仮設工事がまた3月頃にも1週間程度、今度は仮設の撤去工事が行われるということでございますので、その折には県のほうからこのたびのようなことが生じないように、水の確保に努めて、重ねて工事を進めるということをお伺いしておりますので、そういったことで御理解をいただきたいということでお願いしたいと思います。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

河村志信君。

○5番（河村志信君）

今回の件につきまして、私の住む山添地区の自治会長さん、各自治会長さんに確認しましたところ、一切そういう通知なり連絡はなかったと。自分も見て驚いたというような状況がございました。今後もそういうことが起きないように、対応をよろしくお聞きしたいと思います。

質問の2に入ります。

同じく、災害、特に台風であり豪雨であり、根尾川というのが本市の南部の重要な部分を流れております。この下流域の堤防の強度や見直し、補強というような計画があるのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、根尾川下流域の堤防の強度や見直し、補強の可能についてお答えさせていただきます。

令和元年度東日本台風を初めとして、近年、水災害が激甚化し頻発化しております。今後も、気候変動の影響による降水量の増大や海面水位の上昇により、さらなる水災害の激甚化・頻発化が懸念されていることを受け、木曽川水系において、あらゆる関係者が協議して流域全体で水害を軽減させる治水対策である流域治水を計画的に推進するための協議・情報共有を行う木曽川水系流域治水協議会を設置し、本協議会により木曽川水系で行う流域治水の全体像を共有・検討し、河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む木曽川水系流域治水プロジェクトの策定と公表を行い、流域治水対策を計画的に推進する方針が示されました。

木曽川水系流域プロジェクトでは、河川における対策や流域における対策、ソフト対策など、様々な関連対策の検討を進める事業であり、根尾川においても、今後河川対策の一環として堤防整備、堤防強化、河道掘削などの作業の洗い出しを行う方針を示されていることとされております。令和2年度中には、木曽川水系流域治水プロジェクトを公表し、令和3年度以降には、木曽川水系流域治水協議会において対策の実施状況についてフォローアップを行っていく予定とされております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

河村志信君。

○5番（河村志信君）

流域治水についてお答えいただいておりますが、さらに、質問の3としまして、流域治水という考えは、田んぼを利用した遊水池の導入とか、それからこれは期待する部分なんですけど、奥美濃発電所ですね、上大須ダムとの連携による事前放流ですね、そういうものの可能性はどうか、お尋ねします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中部長。

○総務部長（畑中和徳君）

流域治水の考え方という御質問でございますけれども、令和元年度の東日本台風をはじめといたしまして、本市におきましても大雨特別警報が発表された平成30年7月の豪雨など、大規模な水害が発生しております。近年は気候変動等による降雨量の増大や、水害の激甚化、頻発化しております。このような水害リスクの増大に備えるために、河川管理者や下水道管理者が主体となって行う対策に加えまして、氾濫域も含めました流域全体のあらゆる関係機関が協働し

て、水害を軽減させる治水対策、いわゆる流域治水への転換が求められておりまして、国土強靱化
年次計画の2020年には、流域ごとに流域治水プロジェクトを策定し、ハード・ソフト一体の事前防災
対策を加速していく必要があるとされております。

本市におきましても、根尾川を含む木曾川水系流域におきまして、国土交通省中部地方整備局、
木曾川上流河川事務所、木曾川下流河川事務所を中心といたしまして、この流域治水プロジェクト
を策定するために木曾川水系流域治水協議会が設置されておりまして、本市におきましても、この
重要性を鑑みまして協議会に参画し、協議をしておるところでございます。

続きまして、田んぼを利用した遊水池の導入につきましては、所有者・耕作者の同意等が必要で
ありまして、また農地周辺に住宅・建物・主要な道路がないことが前提となりますので、現在の本
市の状況におきましては、農地の遊水化は困難な状況ではないかというふうに考えております。

続きまして、奥美濃発電所・上大須ダムとの連携によります事前放流につきましては、本年5月
29日に、木曾川水系ダム管理連絡調整協議会におきまして、上大須ダムを含む木曾川水系の45全
ての既存ダムを対象とした洪水調節機能強化の基本方針や、事前放流の実施方針を盛り込んだ木曾川
水系治水協定が締結されております。

この協定は、水害発生の防止等を図るものでございまして、上大須ダムにおきましては、台風等
の3日前から貯水量を低下させて、一時的に洪水を調節する洪水調節可能容量が最大で160万立方
メートルとされておりまして、一定以上の降雨量が予想される場合には、事前放流を実施できるこ
ととされております。

なお、この事前放流に当たりましては、ダム管理者は河川管理者、関係利水者及び関係地方公共
団体と情報共有を図ることとされておりまして、上大須ダムで事前放流が実施される場合には、中
部電力との情報共有を図り、根尾川の水位等に配慮いたしまして、必要な対応を取ってまいりたい
と、このように考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

河村志信君。

○5番（河村志信君）

質問の2番、3番にかぶると思いますが、直近での災害、今年の4月ですね、先ほどもお話しし
ました熊本県人吉市の球磨川での災害は記憶に新しいところです。その犠牲者は50人以上という厳
しいものがございます。その中でも、特別養護老人ホーム千寿園では、14名の方が逃げ遅れて亡く
なられたと。こういう悲惨な災害が、被害が起きないように願いたいものです。

そして、この災害を受け、ダム建設反対派であった熊本県知事も、川辺川にダムをとという動きに
変わりつつあると。これも流域治水との一環だとは思いますが、本市の根尾川でも先ほどの御答弁
の木曾川水系流域治水協議会が今後進められるとのことで、豪雨時の上流ダムの事前放流も今の御
答弁の中にございましたので、少し安心できるかなあと。以前、これはうわさの話かもしれませんが、
ダムが目いっぱいたまつたと、水が。壊れるといけないから一気に放水しちゃったというよう

なことも、何かうわさレベルかもしれませんが聞いておまして、やはりそういう地域と連携した形で事前放流等が今後進められれば、より安心して住める本巢市になるのかなあと思います。

最後の質問に戻ります。

当然、自然災害、災害に関しましては、防災訓練というのが本巢市でも行われているわけですが、以前にも質問させていただきましたが、自治会の間で非常に捉え方の格差があるのではないかと。本当にこれで災害時逃げられるのかと、災害に対して対応できるのかというちょっと不安がございます。

避難所のキャパシティについても、コロナの影響もありまして少なくなるということも聞いております。その中で、もちろんこれは状況によります。氾濫する川のすぐ横とか、土砂崩れが発生するおそれがあるだろう住宅の近辺は問題外ですが、それほど緊急性を要しないような状況であれば、すぐに避難所に向かうのではなく、在宅避難、それから、これも判断が難しいところですけど、それほど床下ぐらいが想定される、ハザードマップで想定される場所であれば、垂直避難ということで自宅の2階へ逃げるとか近くの高台に逃げるとか、そういう考え方も最近いろいろ耳にするわけですが、その辺についてどのように捉えてみえるのかお聞きしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、最初に防災訓練の状況についてお答えさせていただきます。

市の総合防災訓練につきましては、毎年8月末に災害対策本部の設置の運営訓練、自治会と連携した情報収集訓練を、また自治会におきましては避難訓練等を中心に各訓練を実施していただいております。今年度におきましては、新型コロナウイルス感染症防止対策のために、規模を縮小して実施したところでございます。また、共助の基本的単位となります各自治会におかれましては、一部自治会を除きまして自治防災組織が組織されておりまして、これまで市総合防災訓練の際などに避難訓練を含めました各種訓練を実施していただいたところでございます。

なお、市といたしましては、公助という観点から、各自治会におきまして災害時に備えた資機材等の購入のための自主防災組織活性化補助金を交付いたしまして、非常食や救助資機材の整備、防災士資格の取得支援、防災士のフォローアップに努めているところでございます。

また、今年度から2か年でございますが、これは越美山系の砂防事務所の事業ではございますが、根尾地域におきまして、土砂災害から自らの命を守る取組といたしまして、まち歩きや勉強会を通じまして、避難経路の危険箇所の確認や支援が必要な方への支援体制づくりなど、災害時に共助により安全かつスムーズな避難ができるよう、自主防災組織を対象といたしまして地区防災計画の策定を進めているところでございます。

いずれにしましても、今後につきましても、これまでと同様に、自主防災の組織の底上げを図るために、各種の訓練メニューの充実や支援に努めてまいりまして、確実な避難行動につなげてまい

りたいというふうに考えております。

次に、避難所の収容可能人数につきましては、新型コロナウイルス感染症等が終息しない中で、災害時におきましては、感染症対策のために十分な距離を取る必要がございますことから、これまで想定している避難所収容人数の約1万5,000人の3分の1の4,800人程度になるものと見込んでおるところでございます。災害発生時には、命を守るために避難することが原則でございますが、コロナ禍でございますことから、安全な親戚、知人宅やホテルへ避難することも考えるなど、避難先の分散も感染症対策の一つとして奨励しているところでもございます。

なお、自宅の安全が確保できる場合や、避難しようとするときの状況によっては、在宅避難や垂直避難も有効な避難行動を取る場合がございますことから、既に防災ハンドブックや広報等により周知をさせていただいておりますが、引き続き、市民に対しまして避難の考え方につきまして周知をしてみたいと、このように考えております。

[5番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

河村志信君。

○5番（河村志信君）

大きな災害が起きた場合、ニュースになるのは犠牲者が何人だとか被害がどうだとかいう数字だけが騒がれますが、よくよく考えますと、同じような地域でも、やはり犠牲者がほとんどゼロだったとか、1桁だったとか、それに対して、そういう対応、対策が十分でなかった行政については、何十人の犠牲者が出たとかいう数字に表れているんじゃないかと想像してみます。確実に事前の防災対策が、やはり住んでいる市民の方、住民の方の安全につながりますので、より慎重に、かつまた細かく備えることが最大の防災だと思いますので、今後もそういう御努力をお願いしたいと思います。

以上で、質問を終わります。

散会の宣告

○議長（黒田芳弘君）

以上で本日の日程は全て終了しました。

11月27日金曜日午前9時から本会議を開催いたしますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時06分 散会